消費者問題を よむ・しる・かんがえる

ウェブ版

国民生活 4

NO.116（2022）

特集　18 歳からの消費者としての自立のために

特集１	自立した消費者の権利と責任とは？ －18 歳成人で何が若者に求められているのか？－	1
特集２	消費生活相談にみる新成人のトラブルと法律 －一人暮らしを始めたらこんなことが－	4
特集３	18 歳からのお金の自立を考える －多様なキャッシュレス決済の登場とこれからの家計管理－	8
消費者問題アラカルト	「取引デジタルプラットフォーム消費者保護法」の概要	11
中古住宅を買うとき売るとき	中古住宅を安心して売買するために	15
森林が支えてくれる私たちの生活 －SDGｓと森林－	森林による生態系サービス①－水に関連したサービス－	18
経済を知るためのさまざまな統計データ	人口などの調査で何が分かるの？	21
海外ニュース	＜オーストラリア＞よりよいプライバシーポリシーを ＜アメリカ＞コンシューマーレポーツの自動車ランキング ＜ドイツ＞お勧めできないドライシャンプーの連続使用 ＜スイス＞あなたの不用品を必要とする人がいるかも	23
消費者教育実践事例集	成年年齢引き下げを境にあなたは大人になれますか？ －自立した消費者になるために－	25
気になるこの用語	占有権と所有権	27
相談情報ピックアップ－18 歳で成人！	若者の怪しい副業・アルバイトのトラブル －簡単に稼げて高収入?! うまい話には裏がある－	29
暮らしの法律 Q&A	マンションを勝手にリフォームし始めた住民への対処方法は？	30
暮らしの判例	同一当事者間に数個の借入債務があり、債務者が債務を指定せず借入金の返済として弁済をしたが、債務全額の弁済に足りない場合には、借入金債務すべてにつき承認による時効中断（更新）が認められるとした判例	31
誌上法学講座	製造物と部品・原材料	35

特集

18歳からの消費者としての自立のために

特集 1

自立した消費者の権利と責任とは?
―18歳成人で何が若者に求められているのか?―

細川 幸一 Hosokawa Koichi 日本女子大学教授
大学で「消費生活論」「消費科学」などの専門教育、「法律とは何か」「女性と法律」などの教養科目を担当。現在、立教大学、お茶の水女子大学でも兼任講師を務める。近著に『大学生が知っておきたい消費生活と法律』(慶應義塾大学出版会、2018年)などがある

なぜ18歳成人が求められてきたのか?

かつては20歳から成人でしたが、2022年4月から18歳が成年年齢になりました。18歳といえば、多くの人が高校3年生です。高校の同じ教室で成人と未成年者が混じることになります。

18歳を成年年齢とすることにどのような意味があるのかをまず考えてみたいと思います。成年年齢の20歳から18歳への引き下げは民法の改正によるものです。改正民法は「年齢18歳をもって、成年とする」(4条)と規定しました。この反対解釈から民法上の未成年者とは18歳に達しない者をいいます。

未成年者は制限行為能力者(13条)とされており、「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない」(5条1項)との規定があります。それは契約の場面で重要な意味を持っています。コンビニでの買い物、レストランでの食事も契約です。通常はそうした契約で困ったり被害を受けたりということはないと思います。しかし、現代社会では高額な商品やサービスも多く、また内容が理解できないものであったり、場合によっては悪質な勧誘や契約内容のものもあります。未成年者はまだ経験も浅く、知識も十分でないという弱さを抱えています。それゆえに民法は制限行為能力者として、契約などの法律行為の取消権を定めており、法定代理人(未成年者の親権者。通常は父母)が同意していない契約は取り消すことができます。つまり、弱さを抱えた未成年者が不本意な契約をしてしまった場合、その契約からの解放を可能にする手段として機能しているのです。すなわち、成年年齢の20歳から18歳への引き下げは、18歳、19歳という若者の重要な消費者の権利が喪失するということで、引き下げ反対運動が起きていました。しかし、そうした意見が押し切られたという思いを消費者問題の専門家の多くが持っています。では、なぜ、成年年齢が引き下げられたのでしょうか。

法務省はわが国における成年年齢は、1876(明治9)年以来、20歳とされてきたことを踏まえ、「近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳の方を大人として扱うという政策が進められてきました。こうした政策を踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても、18歳以上の人を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論がされるようになりました。世

界的にも、成年年齢を18歳とするのが主流です。成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると考えられます」と説明しています（法務省ウェブサイト「民法（成年年齢関係）改正Q&A」より）。

18歳成人で起こり得る問題

成年年齢を18歳に引き下げることで、自己決定権を早期に十分に実現し、大人としての自覚を促すことができるという見解が、民法の成年年齢の引き下げを積極的に評価する理由です。また、国際的にも、欧米諸国やロシア、中国等多くの国が、18歳を私法上の成年年齢としており、成年年齢の引き下げは、かかる国際社会に適合する制度を実現する点においても意義があるとする主張もなされてきました。こうした積極的な評価もあるなか、やはり、18歳、19歳の若者の消費者被害が懸念されます。未成年から成人になるとさまざまなことが変わりますが、消費者トラブルに巻き込まれやすくなることが指摘されています。全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談について、年齢ごとの平均件数でみると、未成年者（18・19歳）の相談件数（平均値）に比べ、成人になりたての若者（20～24歳）の相談件数（平均値）が約1.5倍と大幅に増えています*。

消費生活相談の傾向と消費者教育

成人になりたての若者は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま、安易に契約を結んでしまう傾向にあります。未成年者の場合、親権者の同意なく結んだ契約は、原則、取り消すことができますが、成人になるとそうした保護はありませんので、社会経験に乏しく、保護の無い成人をねらい打ちにする悪質な事業者もいます。

こうしたことが、成人になりたての若者の消費生活相談が増加する背景にあるとみられます。成年年齢が18歳に引き下げられると、20歳から増えていた相談件数が18歳からになるだけという予想もありますが、2歳若い18歳成人のトラブル件数の山は、さらに高くなると予想する専門家も多くいます。また、高校3年生といえば、進学を選択する人も多く、消費者の権利を自覚し、適切な行動に移すための消費者教育の機会が十分でないという指摘もあります。

民法以外の規定に注意

18歳成人は民法上の規定であり、それ以外の法律で定められた規定には注意が必要です。例えば、たばこは「未成年者喫煙禁止法」、お酒は「未成年者飲酒禁止法」により20歳未満の者の喫煙・飲酒を禁じてきましたが、18歳成人になっても年齢の引き下げはありません。

最近話題のSDGsと消費者

18歳成人が消費者の権利に重大な影響があることを説明してきましたが、一方で消費者の責任の自覚が求められています。

持続可能な開発目標「SDGs」を最近よく目にします。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsのゴール12「つくる責任 つかう責任」が消費者の責任の自覚に関係しており、「エシカル消費」といわれる考えもこれに関連します。よりよい社会に向けた、人や社会、環境などに配慮した消費行動のことです。現代消費社会は、地球環境、エネルギー・資源問題など、多くの問題と直面しています。その中において、消費者は、市場に提供された商品やサービスをただ「受動

＊ 政府広報オンライン「18歳、19歳、20歳の皆さん、ご用心！ 成人になると増える、こんな消費者トラブル～18歳から大人～」（2021年5月24日公表） https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201801/1.html

特集1 自立した消費者の権利と責任とは？ ―18歳成人で何が若者に求められているのか？―

表 成年年齢18歳引き下げによって変わるもの・変わらないもの

18歳でできるようになること	20歳にならないとできないこと
●親の同意が無くても契約ができる（携帯電話を契約する／ローンを組む／クレジットカードをつくる／部屋を借りる……など） ●10年有効のパスポートを取得できる ●公認会計士、司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取得できる ●結婚できる（女性も18歳から） ●性同一性障がいの人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる ●普通自動車運転免許を取得できる（これまでと同じ18歳から）	●飲酒 ●喫煙 ●競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買うこと ●養子を迎えること ●大型・中型自動車運転免許の取得

政府広報オンライン「18歳から“大人”に！ 成年年齢引下げで変わること、変わらないこと。」を参考に筆者作成

的に消費」するのではなく、自らの消費が社会に与える影響を自覚して、公正な市場の形成、持続可能な社会の実現に積極的に関与しようとする姿勢が求められています。このように消費者一人一人が、自分だけでなくまわりの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する「消費者市民社会」がめざされています。

地球環境に責任を持つ世代の皆さんへ―消費者の権利から責任へ―

「消費者は王様」という言い方があります。消費者が何をどれだけ買うかは完全に消費者の自由意思に基づくものであり、これが企業の生産体制を決定するという考えです。まさに経済活動の主権者は企業ではなく消費者であることを意味しています。つまり、「消費者主権」です。しかし現実には、広告や宣伝などにより消費者の意思決定が影響を受け、また欠陥商品や強引な勧誘、不当表示などにより消費者が身体生命あるいは財産の被害を受けるに及んで、消費者主権の言葉は企業や行政に対して消費者の利益を保護するように求める、消費者運動のスローガンになっていった歴史があります。

しかし、2000年代になって変化が生じます。経済活動における消費者は主権者のはずですが、被害者として発見されたのが20世紀とすれば、21世紀のそれは、まさに豊かな消費生活の裏側で犠牲になっている環境や人権などに配慮した消費行動を行う責任主体としての消費者です。すなわち、加害者にもなり得る（なっている）消費者の発見です。消費者基本法7条2項は「消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない」としており、旧法に規定の無かった社会に対する消費者の責任についても述べています。

さらに、2012年には消費者教育の推進に関する法律が成立しました。同法は消費者教育の基本理念において、消費者が公正で持続可能な社会作りに主体的に参加する消費者市民社会の考え方を盛り込みました。また、消費者市民社会を「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」（2条2項）と定義し、基本理念（3条2項）においては、「消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない」としています。

すなわち、従来の消費者教育は買い物上手になること、消費者の権利教育（被害にあわない教育、被害にあった場合には自ら権利を回復できる消費者になる教育）が中心でしたが、近年は、それに加えて、自らの消費が社会に与える影響を考え、行動する消費者になる消費者市民としての消費者教育が求められるようになりました。バイマンシップ（buymanship）教育から消費者市民（consumer-citizenship）教育へと移行してきているといえます。その目標は地球環境保全、人権擁護、社会問題への配慮、人間のために命を奪われる動物への配慮など、多岐にわたっています。18歳で成人を迎える若い世代の責任ある消費行動が求められています。

特集 2

消費生活相談にみる新成人のトラブルと法律

ー一人暮らしを始めたらこんなことがー

平澤 慎一 Hirasawa Shinichi 弁護士
1991年東京弁護士会登録。現在、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事(消費者教育・ネットワーク部会)。2016～2018年度、同委員会成年年齢引下げ問題対応PT座長

「大人」としての新生活
ー「契約」に注意して生活しようー

2022年4月1日から、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これによって満18歳になれば親権者などの同意なしに一人で「契約」できるようになりましたが、このことは契約について自己責任を負うことになったということを意味します。

契約とは法律上の約束であり、契約を結ぶと当事者それぞれに権利と義務が発生し、お互いその契約の内容に法的に拘束されます。私たちの日常生活は契約があふれており、本を買う、電車に乗る、お金を借りるなどはすべて契約で、契約によって権利と義務が発生し、社会が回っています。契約を結ぶと「代金を支払う」とか「商品を引き渡す」などの義務が発生しますので、契約を結ぶ際にはその内容をよく確認し、慎重な判断の下で行う必要があります。

この点、未成年者は知識・経験や判断力に乏しく自分で的確な判断ができないため、親権者などの同意が無ければ契約ができず(民法5条1項)、また、一人で契約した場合は後から「未成年者取消権」によって契約を取り消せる(民法5条2項)として保護されています。事業者による巧みな勧誘で契約を締結してしまったというような消費者トラブルでも、未成年者であれば未成年者取消権で契約を取り消すことで救済されますし、事業者は未成年者をあえて勧誘しないという点で、未成年者取消権は被害の予防に絶大な力を持っています。

成年年齢が引き下げられたことで、18・19歳の若年者はこの未成年者取消権を失いました。18歳は高校在学中に迎える年齢であり、高校卒業後の進学や就職、転居などの節目のときには必ず成人ということになります。契約を結ぶ機会も増える一方で、簡単には契約をやめられなくなりますので、十分な注意が必要です。

本稿では若年者がトラブルにあいやすい契約の場面を挙げて、適用される法制度とその限界や注意点を指摘します。

住まいの契約(アパートの賃貸借契約)
ー原状回復についてー

一人暮らしの新生活を始めるに当たって賃貸アパートを借ります。どのような点を注意すればよいでしょうか。

アパートを借りる場合、家主と賃貸借契約を結びます。管理会社が仲介することも多いでしょう。賃貸借契約は、家主が借主に部屋を使用させることを約束し、借主は家賃を支払うことと契約が終了したら返還する(明け渡す)ことを約束する契約です。

借りるときは、部屋の間取り、家賃や敷金の額、周辺の環境や交通の便など、これから始まる新生活を思い描いて部屋を決めますが、いったん、契約をすれば、契約書に記載されているルールに従わなければなりません。

賃貸借契約が終了すると部屋を明け渡します

が、借主は使った部屋について元の状態に戻す（原状回復）義務を負い、例えば借主の不注意で壁紙を傷つけてしまった場合はその原状回復の費用は借主が負担しなければなりません（民法621条本文）。

一方、壁紙の色あせなどの通常損耗（借主が通常の使用をした場合に生ずる部屋の劣化や価値の減少）や経年劣化（時間の経過による部屋の劣化や価値の減少）については、借主は原状回復義務を負いません（民法621条本文括弧書き）。それは使用の対価として家賃を支払っているからです。また、震災などの不可抗力による損傷や、上の階からの水漏れなどによる壁紙の染みなど借主と無関係な第三者などによる損傷についても、借主は原状回復義務を負いません（民法621条ただし書き）。

民法ではこのようなルールとなっていますが、実際には退去時に家主から原状回復費用を請求され、原状回復義務の範囲や程度が問題となることが少なくありません。具体的には、借りたときからあった傷なのか借主がつけたのか、修繕する場合の負担割合をどうするか、壁紙の一部を損傷した場合の張り替えの範囲はどこまでか（損傷部のみか全面か）などが問題となります。解決指針としては国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」*などが参考になります。

また、無用なトラブルを避けるためにも、入居時には家主や仲介業者と一緒に部屋の現状を確認し、写真を撮ったりメモを取ったりするなどして、記録に残しておくことも重要です。

なお、「通常損耗や経年劣化についても借主に負担させる」という特約がある場合があります。特約が有効であるためには、明確に契約書面に定めたうえで、借主が自分の負担を十分に認識し了解の下に契約されなければならず、特約の必要性など客観的・合理的理由が存在しなければなりません。契約前に契約書をよく読んで特約の有無や内容を確認することが重要です。

利殖に関する法律トラブル

大学の先輩から誘われたセミナーで、「海外の事業者に暗号資産で投資をすると自動運用し、月々10万円の配当がある。絶対もうかる。人に紹介するとさらにお金が入る」と説明されました。先輩にまずは50万円を預けるよう言われ、学生ローンで借りて支払いましたが、結局配当は入らず、預けたお金も出金停止となっていると言われ戻ってきません。説明と違うので返金して欲しいです。

成人になると、「簡単にもうかる」「誰でも稼げる」という利殖に関する話への誘いが増えます。それに引かれて事例のようにお金を支払ってしまったり、インターネット上の広告に引かれて高額収入を得るためのノウハウと称する「情報商材」を購入してしまったりして、結局まったくもうからず、払ったお金も返ってこないという被害がみられます。これらの被害も契約によるものなので、簡単にやめられません。しかし、次のような場合には消費者を保護する法律によって救済されます。

契約した場所が、事業者の事務所以外の場所（ホテルのロビー、喫茶店など）であったり、事務所であっても契約する目的を告げられずに呼び出されて契約をした場合などは、特定商取引法（以下、特商法）の「訪問販売」に当たり、契約書面を受領してから8日間はクーリング・オフ（無条件解約）が可能です（特商法9条）。

また、契約の内容について事実と異なる説明によって勧誘されたり（不実告知）、「必ずもうかる」など将来の不確実なことについて断定的な表現（断定的判断の提供）によって勧誘され

＊ 国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（2011年8月） https://www.mlit.go.jp/common/001016469.pdf

て、誤認して契約した場合は、契約の取消しができます(消費者契約法4条1項)。

さらに、人を紹介すると手数料が入るとして勧誘する取引は、特商法の「連鎖販売取引」に当たり、契約書面を受領してから20日間はクーリング・オフが可能です(特商法40条)。

なお、若年者はお金を持っていない場合も多く、事例のように、契約に必要なお金を借りさせられたり、クレジットを組まされたりします。最初は借入額が少額であっても、借り入れを重ねるうちに多重債務状態に陥ることもありますので、十分な注意が必要です。

健康食品の定期購入トラブル

スマートフォンでダイエットサプリメントが500円というSNS広告を見て、販売サイトにアクセスし注文しました。商品が届いてサプリメントを飲み始めましたが、商品がまた届き、5,000円の請求書が入っていました。1回限りのつもりだったので販売業者に電話で問い合わせたところ、「これは4回の購入が条件の定期コースで2回目以降の商品代金は5,000円です。販売サイトにも書いてあります。支払ってください。中途解約もできません」と言われました。解約できないのでしょうか。

SNSなどで格安な価格であることを強調した広告で誘い、2回目以降がある「定期購入」であると気づかず契約した消費者に、定期購入であるとして2回目以降の高額な商品が送られてくるという消費者トラブルが多くあります。これはインターネットを通じての売買契約ですから、特商法の「通信販売」に当たり、インターネット上の表示が契約の内容となり、消費者は基本的にその内容に拘束されてしまいます。

通信販売では、広告の表示事項が定められるなどの規制がなされています。しかし、訪問販売などと異なり、クーリング・オフ制度がありません。解約や返品ルールについては事業者が定める返品特約によることになります。したがって「注文後は返品できません」との記載があれば返品は困難です。一方、事業者がインターネットで商品を販売する場合には、最終確認画面で申込みの内容を容易に確認し訂正できるようにする義務があります(特商法14条1項2号)。なお、そのような消費者の購入意思の確認措置があれば、消費者が誤って申込みをした(錯誤)と主張しても、重過失があるので認められないと事業者は主張できます(電子消費者契約法3条)。

そして、定期購入のトラブルが後を絶たないので、特商法が改正(2022年6月1日施行)され、インターネットの申込みの最終確認画面の表示事項として商品の分量や引き渡し時期などが定められ、それらについて人を誤認させるような表示(本事例のように1回限りと誤認させるような定期購入)が禁じられることとなりました(改正特商法12条の6)。さらに、そのような表示によって誤認して契約した場合は契約を取り消せることとなり(改正特商法15条の4)、定期購入のトラブルにあった場合に契約をやめられるようになりました。

このように保護規定はありますが、インターネットで商品を購入する場合は継続期間や回数、解約返品の可否や条件など、サイトの表示をよく読み、慎重に契約することが重要です。

生活インフラにかかわる法律トラブル

一人暮らしを始めるに当たって、光回線によるインターネットサービスの利用を始めようと考えています。どのような点に注意すればよいですか。

今やインターネットは日常生活に必要不可欠です。一人暮らしで、光回線などのインターネットサービスの利用を始める場合は、電気通信事業者と電気通信サービス契約を結びます。この

表 困ったときの法律一覧

	トラブル（一例）	使える法律	対処法
住まい	賃貸アパートを退去したら、高額な修繕費を請求された	民法	汚したり、壊したりした部分以外は原状回復義務は無い
生活インフラ	電力会社（小売電気事業者）が倒産した	電気事業法	即、電気が止まることはないが、速やかに別の事業者と契約する
	光回線の契約をしたけど、やっぱりやめたい	電気通信事業法	契約書面の受領日またはサービス提供開始日のいずれか遅い日から起算して8日が経過するまでは契約を解除できる
利殖	SNSで知り合った人から、投資用DVDを買ったけど全然もうからない	消費者契約法	事実と異なる勧誘や絶対もうかるといった断定的な勧誘の場合は契約の取り消しができる
	化粧品の効果を口コミで伝えて会員を増やせば、マージンがもらえるらしいので契約したが、やめたい	特定商取引法	マルチ商法であり、特定商取引法の「連鎖販売取引」に当たり、契約書面の受領日か最初の商品を受け取った日のいずれか遅い日から起算して20日間はクーリング・オフできる
その他	半年前から脱毛エステに通っていたけど、皮膚が荒れるのでやめたい。違約金を請求されたけど、払う必要はあるか	特定商取引法	特定商取引法の「特定継続的役務提供」に当たり、中途解約ができ、法律に定められた清算ルールの範囲で支払えばよい
	ネット広告で「お試し」と表示されていたサプリメントを購入したら、定期購入だった	改正特定商取引法	特定商取引法の「通信販売」に当たり、申込み内容の確認画面の表示が不十分で誤認して購入した場合、取消しができる（2022年6月1日以降の契約について）

契約により電気通信事業者は通信サービスを提供する義務を負い、利用者はその利用料を支払う義務を負います。

電気通信サービス契約は、料金体系が複雑であること、解約や契約更新のルールが分かりにくいこと、通信の品質の確保が確実でないことなどから、契約後にトラブルが生じがちです。

そこで、電気通信事業法（以下、法）は、事業者や代理店が契約を締結しようとするときに、サービスに関する料金などの条件の概要を利用者に説明しなければならず（法26条1項）、その際、説明書面を交付し、利用者の理解に必要な方法・程度で行わなければならないと定めています（規則22条の2の3第3項・4項）。また事業者は、契約成立時に、遅滞なく利用者に契約書面を交付する義務があります（法26条の2）。

そして、利用者が十分に理解せずに契約をしてしまった場合に、契約をやめられるようにクーリング・オフに類似した「初期契約解除制度」が設けられています（法26条の3）。この制度は契約書面の受領日またはサービス提供開始日のどちらか遅い日から起算して8日が経過するまでは契約を解除できる制度です。なお、解除した場合、事業者は一定の範囲で利用料や工事費用を利用者に請求できるので、その点はクーリング・オフとは異なります。

また、契約解除の対象は電気通信サービスだけなので、一緒に購入した端末などの機器の購入契約は解除されません。その購入契約が訪問販売や電話勧誘販売に当たる場合は特商法のクーリング・オフの対象となります。

なお、移動通信サービス（携帯電話サービス）については、契約初期に一定の条件で端末の売買契約などの関連契約も含めて解除できる「確認措置」という制度の対象になることもあります。

おわりに

4月は進学や就職で新しい生活環境となり、一人暮らしを始める若者も多く、契約を締結する機会が格段に増えます。一方で成年年齢引下げにより満18歳から契約について責任を負うことになりました。

本稿で取り上げた事例は消費者トラブルのほんの数例に過ぎず、実際に生活する中ではさまざまな問題やトラブルが発生します。無用なトラブルを防ぐために、契約をする場合は契約書をよく読み、十分内容を吟味しましょう。また、消費者トラブルにあってしまった場合は、自分一人で抱え込まずに、消費者ホットライン188に電話して相談し、被害の救済を図り、被害を拡大させないことも重要です。

特集3 18歳からのお金の自立を考える
−多様なキャッシュレス決済の登場とこれからの家計管理−

あんびる えつこ Ambiru Etsuko 文部科学省消費者教育アドバイザー
「子供のお金教育を考える会」代表(http://www.kids-money.jp/)。著書に『アクティブ・ラーニングで楽しく！ 消費者教育ワークショップ実践集』(大修館書店、2018年)ほか

社会の変化と「家計管理」

成年年齢が18歳に引き下げられた今、社会環境も大きな変革のときを迎えています。その1つが、キャッシュレス化です。2020年のキャッシュレス決済比率は29.7%と、2015年の18.2%から10ポイント以上増加しています[*1]。一方で、こうしたキャッシュレス化の社会を生きる20歳代の若い人たちが「お金を使っている感覚がせず、使い過ぎてしまう」ことを、他世代より懸念していると推察される調査結果もあります[*2]。デジタルネイティブ世代が抱える、このアンバランスとも思える心緒に、「家計管理」を教える側はどのように応えていけばよいのでしょうか。本稿は、キャッシュレス決済の注意点、変わりゆく社会のなかでの家計管理の方法や教える際の留意点について考えていきます。

キャッシュレス決済の注意点

キャッシュレス決済で特に気をつけたいのは、「後払い」決済(**表**)と、複数のキャッシュレス決済の利用です。後払いの代表的なものは、クレジットカードで、ショッピング(買い物)で利用した際、通常3回以上の分割払いやリボルビング払い(以下、リボ払い)には金利がかかります。特にリボ払いは、回数が多い分割払いと同程度の金利がかかりますが、毎月の返済額が一定であることから、次々と買い物をしてしまい、返済期間が長

表 主な後払い決済

サービス例	クレジットカード			キャリア決済	立替払い型
支払い方法・しくみ	1回払い／ボーナス払い	分割払い	リボ払い	携帯電話の料金とまとめてキャリアに支払う	コンビニエンスストアなどから後払い決済サービス事業者に入金する
限度額	与信額(収入、支払い実績などをもとに設定)			契約状況・年齢により設定	事業者によって異なる
主なメリット	・手数料がかからない ・引き落としまでに、1カ月余り(ボーナス払いの場合は最大で約6カ月)の支払猶予期間が得られる	・支払いの終了時期と手数料の総額があらかじめ分かる ・1回払いより月の支払額が少なくてすむ	・買い物が重なっても、毎月の支払額がほぼ同じですむ	・未成年でも利用できる※ ・チャージする手間が省ける	・未成年でも利用できる※ ・支払期日(長くても2カ月以内)までの支払猶予期間が得られる
	ポイントなどの特典を受けられることがある				
主なデメリット	・一度に支払う必要がある ・使い過ぎると、口座から引き落としができなくなることもある	・手数料がかかる(多くは2回払いまでは手数料がかからない) ・買い物が重なると、月々の返済が高額になる	・手数料が高い ・残高が把握しにくい ・買い物をし過ぎると支払期間が延び、その分手数料がかさむ	・支払えない場合、携帯電話の利用停止や解約のペナルティーを受けることも ・分割払いができない	・割賦販売法や資金決済法の適用が無いため、過剰与信(支払い能力を超える額を与えられる)のおそれがある ・手数料がかかる場合がある

※ 多くの場合、利用規約で法定代理人の同意が必要とされている

(経済産業省による分類をもとに筆者作成)

＊1 経済産業省「中間整理を踏まえ、令和3年度検討会で議論いただきたい点」2021年度第1回キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会資料4(2021年8月27日)

＊2 消費者庁「キャッシュレス決済に関する意識調査結果」(2021年1月19日)

引き、総返済額が高額になってしまうことがあります。ポイント還元が魅力で契約したらリボ払い専用のカードだったなど、意図しないリボ払いによるトラブルも見受けられます。またキャッシング（現金の借り入れ）の利用は、一般的に最も高い金利が適用されることにも注意が必要です。

また昨今は、クレジットカードだけでなく、さまざまな後払いサービスも登場しています。「キャリア決済」は、デジタルコンテンツや商品等の代金を携帯電話料金と合わせて支払うもので、スマートフォンだけでなく、パソコンからも利用することができます。2014年の消費者庁の調査では、10歳代までの未成年者の2割超がオンラインゲームの課金をキャリア決済で行っていることが分かっています[*3]。各キャリアが、年齢ごとに利用限度額を設定していますが、満20歳以上になると限度額が大幅に引き上げられ、月10万円程度の利用が可能になります（成年年齢が20歳である2022年1月現在）。

未成年のときから利用しているコード決済などのスマホ決済も、クレジットカードやキャリア決済からチャージするようになると、実質「後払い」になります。コード決済で利用した1カ月分を翌月にまとめて支払える後払いサービスも登場するなど、今後はスマホ決済サービスの後払いへのシフトがさらに進んでいきそうです。

ECサイトなどで、商品等を先に受け取れる「後払い決済サービス」も広まってきています。2月を超えず、ID・カード等を発行しない「立替払い型後払い決済」は、資金決済法・割賦販売法いずれも規制対象となっていません。また割賦販売法の改正で、包括信用購入あっせんに関して一部独自の与信審査が認められるなどの規制緩和が行われました。今後は、オンラインモールなどが後払いサービスに参入しやすくなります。

こうしたキャッシュレス決済を、複数利用する際にはさらに注意が必要です。プリペイド（前払い）でも、複数利用していると、現時点でいくら使っているのか、総額が把握しにくくなります。これが「後払い」になると、使ったお金は借金になります。たとえ一つ一つは少額でも、複数の決済サービスを利用することで高額になり、返済できない事態に陥ることも考えられます。キャッシュレス社会においては、「後払い」を含めた支出額全体を把握し、自分の支払い能力の範囲内で利用できるよう、個々人の自覚と家計管理能力が求められます。

社会の変化を踏まえたこれからの家計管理

キャッシュレス社会の変化に対応し、自ら家計管理の方法を考え、常にアップデートすることができるよう、学校などで教える際には以下の点に留意する必要があると考えます。

①情報を収集し、データを活用した管理方法を自ら工夫する

収入の範囲内で支出を考えるという家計管理の基本は変わりません。ただ、現金のように目で見て確認できないキャッシュレス決済の「見えないお金」は、利用歴などのデータで見える化し、数字で管理することになります。少なくとも週に1回はアプリなどで利用歴をチェックし、残金だけでなく、お金の使い方や不正利用の有無などを確認する習慣をつけるようにします。

キャッシュレス決済のデータを活用することで、新たな家計管理を考えていくのもよいでしょう。例えば目的別にプリペイドのキャッシュレス決済を振り分け、あらかじめ月の予算分をチャージしておくと、袋分けのような感覚で予算別に管理、チェックすることが可能になります（図）。

また、家計簿アプリを利用すれば、電子マネー、クレジットカードなど複数のキャッシュレス決済の利用歴や預金残高などを一括管理できます。自動でそれぞれのキャッシュレス決済の支出額・内容が反映され、費目ごとの集計も可能です。ただ、こうした家計簿アプリは、現

＊3　消費者庁「平成25年度消費生活に関する意識調査結果報告書」（2014年10月）

図 家計管理方法の工夫

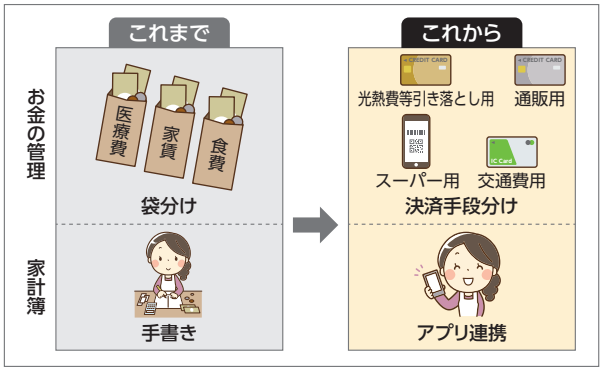

※筆者作成

時点ではすべてのキャッシュレス決済に対応しているわけではありません。支出額等の反映に時間的なズレが生じる場合もあるため、利用者側が各自工夫して利用することになります。今後、新しいサービスが登場するにしても、自分のライフスタイルに合うか、継続的に情報を収集し、主体的に家計管理の方法を考えていくことが求められるでしょう。

なお、こうしたキャッシュレス関係のデータは、とても重要な個人情報です。自らの個人情報の管理をはじめ、機器やアカウント情報の管理、アプリなどのアップデートやセキュリティー対策にも気をつける必要があります。

②多様な働き方、人生を思い描き計画する

今後、働き方もますます多様化することでしょう。おおよそ同じ額の給与を月に1回もらうのではなく、成果により報酬を受け取る形態や副業、そのつどの契約で報酬を得るなど、必ずしも一定期間・一定額の収入ではなくなります。そこで、家計管理も1カ月などの一定期間における手取り額の範囲内で支出を考えることを基本に、さまざまなケースについて考えられるようにしておく必要があります。例えば、月の手取り額が上下する場合には金額が少ない月の手取り額を目安に支出を考えて余剰のお金は蓄えておくという方法などを提示し、各人が、自分の状況にふさわしい家計管理の方法を創意工夫できるようにするとよいでしょう。

また、資産形成について考える際も、結婚、出産、住宅取得……といったライフプランが、多様な価値観や生き方に対応しているものではないという視点が大切です。一人一人の人生設計に沿うかたちで目標設定し、計画的に貯蓄していくことを教えたいものです。さらに、不確実性が高まっている昨今、いざというときのために月々の生活費の1～2年分程度の貯蓄をする必要もあるでしょう。こうした貯蓄を確保したうえで、誰もが迎える老後のための資金など長期の目標に向けて、当面使う予定の無い「余裕資金」で資産運用することを教えるようにします。

③お金を「主導的」に管理できるように

自己責任という言葉には重い響きがありますが、成人となり、家計管理を自分の責任において行うということは、自分がお金の主導権を握るという意義深いものでもあります。収支の決算をする際には、自身の満足感だけでなく、社会や環境への影響も含めて、使い方の妥当性を検討するとよいでしょう。

自分がよいと思う生活、社会の在(あ)り方、地球の未来を実現するために、主導的、主体的にお金を回すのだという消費者市民としての自覚を促し、有用感を育むことも大切です。

「自律」し、「自立」した消費者に

新成人には、欲望に振り回されず「自律」することが求められます。逆に、「自律」した家計管理ができるよう、成人する前に教え導くことは、今の社会を生きる大人側の責務といえます。

一方で「自立」の意味を改めて問う必要もあるでしょう。脳性まひの障がいを持つ東京大学の熊谷晋一郎准教授は、「自立とは依存先を増やすこと」と指摘されています。障がいの有無にかかわらず、人間はすべて互いに支え合う存在です。人生においては、生活困窮や多重債務に陥ったり、トラブルに巻き込まれたりすることもあります。そのようなとき、一人で抱え込まず、相談機関等に相談することも、自立の1つのかたちです。相談することで社会とつながり、ほかの人を救ったり、社会を変えたりできることも、十分伝えておきたいものです。

消費者問題アラカルト

「取引デジタルプラットフォーム消費者保護法」の概要

石橋 勇輝 Ishibashi Yuki 消費者庁消費者政策課（消費者制度課併任）政策企画専門官

背景・経緯および本法の基本的な考え方

(1) 検討の背景・経緯

オンラインモール、オークションサイトなどの取引デジタルプラットフォーム（以下、DPF）は、近年、消費者取引の「場」として急速にその存在感を増しており、とりわけ「新しい生活様式」の下で、国民の日常生活において不可欠な取引基盤としての地位を確立しつつあります。

一方で、取引DPFを利用した取引においては、取引に不慣れな者や悪質な事業者であっても売主として参入が容易となるといった「場」としての特性も寄与し、模倣品の流通や売主の債務不履行などといった消費者トラブルの発生もみられるところです。

このような状況を踏まえ、2019年12月から消費者庁において「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」が開催され、同検討会は2021年1月に報告書（以下、検討会報告書）を取りまとめました。

消費者庁は、検討会報告書の提言を踏まえ、2021年3月に新法案を第204回通常国会に提出しました。同法律案は、衆議院消費者問題特別委員会・参議院地方創生及び消費者問題特別委員会における計8時間の審議を経て、同年4月28日に成立し、同年5月10日に「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和3年法律第32号。以下、本法）」として公布されました。

(2) 本法の基本的な考え方

取引DPFを利用して行われる取引は、売主である販売業者等*1と買主である消費者を当事者として行われる通信販売取引です。したがって、消費者被害が発生した場合には、一義的には売主である販売業者等が紛争解決を含め、その責任を負うこととなります。

しかしながら、取引DPFには、販売業者等の数や取引量が加速度的に増加し得るという特性があり、そうしたなかで、良質でない販売業者等が紛れ込みやすくなる構造的問題が存在しています。このため、消費者被害の発生の防止の観点からは、販売業者等に対する責任の追及だけでなく、取引DPF提供者による取引秩序の維持のための取り組みが不可欠となっています。

取引DPF提供者は、あくまで取引の当事者ではなく、取引の「場」の提供者であるとはいえ、販売業者等と消費者を集めれば集めるほど取引の「場」としての信用および利便性を高めることが可能となり、そのようにして信用および利便性を高めた「場」を各々に利用させることで収益を上げている立場にあります。こうした事情に照らし、本法では、取引DPF提供者について、その提供する「場」における通信販売取引の適正化および紛争解決の促進に協力すべき責務を負うものとして位置づけています。

本稿では、紙面の都合上、本法の概要につい

＊1　販売業者および役務を提供する事業者を指す（2条4項）

て、消費生活相談の現場で実際に対応されることが多いと考えられる本法5条の販売業者等情報の開示請求権を詳細に記しています。なお、本文中、意見にわたる部分については、筆者の個人的見解となります。

定義

(1)「取引デジタルプラットフォーム」(2条1項)

ア 規定の内容

本法の「取引デジタルプラットフォーム」については、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(令和2年法律第38号。以下、透明化法)2条1項の「デジタルプラットフォーム」*2のうち、実質的に通信販売(特定商取引法[以下、特商法]2条2項)に係る取引の「場」としての機能を有しているものをとらえる観点から、①契約の申込みの「場」となる取引DPF(2条1項1号)②いわゆる「オークションサイト」(2条1項2号)を対象としています。

①については、大半のオンラインモール、シェアリングエコノミー、アプリケーションストアなどがこれに該当することとなります。

一方で、例えば情報サイトのように、取引DPF上では情報の検索ができるのみで、契約の申込みを行うにはリンク先(すなわち「場」の外)である直販サイトに移行する必要があるものは、契約の申込みの「場」は提供されていないため、本法の適用対象外になります。

イ 売主の属性による適用の違い

通信販売は特商法上、売主が事業者であること(BtoC取引)を前提としているため、売主が非事業者の個人である場合、すなわちCtoC取引の場合には本法の対象とはなりません。

そのうえで、ある「場」が取引DPFに該当するかどうかは、当該「場」を利用して行われる個別の取引ごとに判断されることとなるため、例えば、売主に事業者(販売業者等)と非事業者の個人が混在している場合は、事業者(販売業者等)が売主となる場合に限り、本法が適用されることとなります。

(2)「販売業者等」(2条4項)

「販売業者等」とは、「販売業者又は役務の提供の事業を営む者」を意味しています。

事業者に該当するかどうかは、営利の意思をもって反復継続して取引を行う者であるかどうかで判断されます。営利の意思の有無は、その者の意思にかかわらず客観的に判断されることとなります。したがって、売主が個人と称していても、客観的に判断するとその実態としては事業者である、いわゆる「隠れB」である場合には「販売業者等」に該当することとなります。

この点に関し、消費者庁は今後「販売業者等」の該当性の判断のための基本的な考え方や考慮要素を示したガイドラインを公表する予定です。

取引DPF提供者の講ずべき措置

本法3条は、取引DPF提供者に対し、自らが提供する「場」における適正な市場の維持に一定の役割を果たすことを求めるものです。

本法の対象には規模・分野を問わずさまざまな取引DPF提供者が含まれ、また個別の取引への関与の度合いも異なります。そこで、本法3条1項では、講ずべき措置の大枠を努力義務として規定し、その措置の詳細については各取引DPF提供者に委ねるとともに、3条2項で措置の実施の状況等を開示させることにより、消費者がこれを確認できることとしています。

さらに、本法3条3項および同条4項により、内閣総理大臣は、講ずべき措置および開示の適切かつ有効な実施に資する指針を作成し、公表することとしています。

＊2 透明化法では、①デジタル技術を用い、商品等提供利用者と一般利用者をつなぐ場(多面市場)を提供すること ②インターネットを通じ提供していること ③ネットワーク効果(商品等提供利用者・一般利用者の増加が互いの便益を増進させ、双方の数がさらに増加する関係等)を利用したサービスであることを要件としてとらえている

内閣総理大臣による利用停止等の要請

取引DPFを利用して行われる通信販売は、販売業者等が行う販売条件等の表示を手掛かりとして行われる隔地者間の取引であり、模倣品や、規格基準を満たさない商品、危険商品等の流通等といった消費者トラブルは、そうした販売条件等の表示が商品等の実態と異なることに起因して発生するものと考えられます。

販売業者等による不適正な表示の問題に対しては、原則として行政庁による特商法等の個別法に基づく販売業者等に対する権限行使等の手段により当該表示の是正が図られるべきですが、販売業者等が特定できないなど、当該手段が有効に機能し難い場合には、問題のある表示に係る商品や役務等を消費者が購入しまたは利用できる状態が継続し、結果的に消費者の生命・身体・財産に重大な影響を及ぼしかねません。

そこで、本法4条では、取引DPF提供者が躊躇(ちゅうちょ)なく措置を講じられる環境を整備する観点から、消費者庁から取引DPF提供者に対し、販売業者等による商品等の販売停止等の必要な措置を要請することができるものとし、これに応じた取引DPF提供者を免責することとしています。

販売業者等情報の開示請求

(1) 趣旨

取引DPFを利用して消費者トラブルにあった消費者は、基本的には、特商法に基づいて販売業者等により表示されている名称・住所等の情報を利用して、被害回復のための自主交渉や消費生活センターへのあっせんの依頼、訴訟の提起等を試みることとなります。

もっとも、当該表示に虚偽が含まれている場合や、販売業者等がアカウントを廃止し当該表示がされなくなった場合等において、消費者が被害回復を図るためには、取引DPF提供者が保有する情報を手掛かりとするほかありません。

そこで、消費者が取引DPF提供者に対し、一定の要件の下で、販売業者等に関する情報の開示を請求できる制度が設けられました。

(2) 制度の概要

ア 販売業者等情報の開示請求(5条1項)

消費者は、販売業者等との間の売買契約等に係る自己の債権を行使するために確認を必要とする場合に限り、取引DPF提供者に対し、当該販売業者等の氏名または名称、住所その他の当該債権の行使に必要な販売業者等に関する情報として内閣府令で定めるもの(販売業者等情報)の開示を請求することができるとしています。

ただし、消費者が、当該販売業者等の信用を毀損(きそん)する目的その他の不正の目的で当該請求を行う場合は、この限りではありません。

イ 販売業者等情報の開示請求に係る書面等の提出(5条2項)

本法5条2項は、販売業者等情報の開示請求を行う消費者において、取引DPF提供者に対し、必要事項を記載し、または記録した書面または電磁的記録を提出し、または提供しなければならない旨を定めるものです。書面または電磁的記録には、次の①から③を記載または記録することとされています。

①当該請求に係る販売業者等情報の確認を必要とする理由
②当該請求の対象となる販売業者等情報の項目
③開示を受けた販売業者等情報を本法5条1項ただし書に規定する不正の目的のために利用しないことを誓約する旨

このうち①は、消費者は、販売業者等に対する債権が存在するとの主張およびその裏付けとなる資料等と、当該販売業者等情報を取得できる他の手段が無く販売業者等に対して現実に連絡を取ることができないなどの状況について具体的に説明することとなります。

また、この「債権」には、債務不履行に基づく損害賠償請求権や、通信販売に係る取引に関する不法行為に基づく損害賠償請求権が含まれることとなり、当該「損害」には、拡大損害や慰謝

料といった損害も含まれ得ることとなります。また、開示請求を行える金額としては、本法施行規則４条により、これら損害を合計した金額が１万円を超える場合とされています。

なお、本開示請求制度において、消費者が実際に販売業者等に対し債権を有しているかどうかは、当該債権が存在するという外観が認められることをもって判断されることとなります*3。

②の「項目」とは、氏名または名称、住所といった情報の具体的な種類・分類を意味します。具体的な販売業者等情報としては、本法施行規則５条各号により、氏名および名称（法人その他の団体の場合にあっては、その名称および代表者の氏名）、住所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスおよび法人その他の団体にあっては法人番号となっています。

③は、本法５条１項の「不正の目的」の有無が消費者の内心に関する事項であって、取引DPF提供者で判断することが一般的に困難であることに鑑み、記載等を求めるものです。

これにより誓約を受けた取引DPF提供者は、「不正の目的」の有無の判断に当たって、本法５条３項の意見聴取手続において販売業者等から申告があった内容等を確認し、特に消費者の不正の目的を推認させる事情等が無ければ、当該誓約を信頼すれば足りることとなります。なお、今後、開示請求に関するQ&A等を消費者庁のホームページにおいて公表する予定です。

ウ 販売業者等からの意見の聴取（５条３項）

本法５条３項では、販売業者等の反論の機会を確保する観点から、開示するかどうかについて当該販売業者等の意見を聴かなければならないものとしています。

取引デジタルプラットフォーム官民協議会

取引DPFにおける取引環境は情報通信技術の発展等に伴い急速に変化し得ることから、消費者の利益の保護を図るためには、行政による規制や取引DPF提供者による対応だけでなく、消費者団体や業界団体など取引にかかわる各ステークホルダーにより機動的かつ柔軟な取り組みが行われることが望ましいと考えられます。

このため、本法では、取引デジタルプラットフォーム官民協議会の組織について法定し、各ステークホルダーによる定期的な情報交換・協議、当該協議の結果を踏まえた取り組みの実施や改善の促進を図ることとしています。

消費者等による申出制度

取引DPFにおける消費者問題の対応に当たり、消費者から幅広い情報の提供を受け、法執行や注意喚起等に活用できるよう、特商法60条等と同様の申出制度を設けることとしています。

今後の対応

本法の施行日は、2022年５月１日です。５条の販売業者等情報の開示請求権については、本法附則２条より本法の施行日以後に締結された契約について適用されることとなります。

また、消費者庁は、既に本法施行令・本法施行規則・本法３条３項の努力義務に関する指針の案（本法施行後に正式に策定・公表される予定）を公表していますが、今後、「『販売業者等』に係るガイドライン」も公表する予定です。

また、検討会報告書および衆議院・参議院での附帯決議においては、CtoC取引の「場」となるDPFの提供者の役割の検討、本法３条の努力義務や本法４条の要請に対する対応の実施状況についての実態把握、SNSを利用して行われる取引等に関する実態把握等を進めるべきとされたところですので、消費者庁においては、今後、本法の施行の状況も踏まえつつ、これらの課題についても対応していくこととしています。

＊3　例えば、消費者が販売業者等に対して、商品が届かないことを理由として損害賠償を請求するために開示請求をする場合にあっては、取引DPF提供者は、販売業者等から商品を購入したものの商品が届いていないという消費者の申出内容や自らの取引DPFにおける取引記録等を確認したうえで、当該消費者の手元に現に商品が届いていることが明らかであるなどの特段の事情が存する場合でなければ、消費者の債権が存在するという外観が認められると判断し得るものと考えられる

中古住宅を買うとき売るとき

第4回

中古住宅を安心して売買するために

中戸 康文　Nakato Yasufumi　一般財団法人不動産適正取引推進機構 調査研究部上席研究員
不動産適正取引推進機構では、不動産取引に関する紛争事例や行政処分事例等の調査研究を行っており、それらの成果を機関誌『RETIO』やウェブサイトにて情報提供している　https://www.retio.or.jp/

中古住宅の建物状況調査

中古住宅の購入に際しては、一般に建物の劣化の状況（特に、構造耐力上の問題や雨漏りの問題）に関する情報が無いことから、修繕リスクの程度が把握できないまま契約を行うという不安があります。この不安を回避する方法として、専門家による建物状況調査や既存住宅売買瑕疵（かし）保険を利用することが考えられます。

(1) 建物状況調査とは

「建物状況調査」は、国土交通省の定める講習を修了した建築士（以下、調査業者）が、建物の基礎、外壁等に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化事象・不具合事象の状況を、目視、計測等により行う調査*1です（図1）。

図1　建物状況調査の対象部位の例

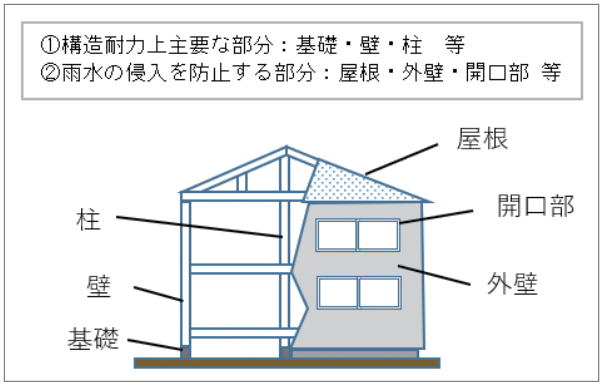

※国土交通省の資料に基づき筆者作成

(2) 建物状況調査の利点と注意点

この調査によって、買主においては、専門家の調査による建物の状況が把握できることから、より安心して購入の判断ができるとか、購入後のリフォームや、メンテナンス等の予定を見込んだ取引が可能となるなどの利点があります。

一方、建物状況調査は、その目的・方法から、

・設計図書との照合
・現行建築基準関係規定の違反有無の判定
・瑕疵の有無または原因の判定

等の調査については行われません。

建物状況調査には、「目視できない部分の不具合等は把握できない、建物に瑕疵が無いことを保証するものではない」などの注意点がありますが、建物の瑕疵については、後述の既存住宅売買瑕疵保険を利用することにより、そのリスクの回避を行うことが考えられます。

(3) 建物状況調査を依頼するには

中古住宅の媒介契約を締結する際、媒介業者より建物状況調査の概要の説明と、あっせん希望の有無について尋ねられます*2。そのときに依頼をするかどうかについて検討をします。

住宅購入時の建物状況調査あっせんの流れ

①媒介契約締結の際、媒介業者から、建物状況調査制度の概要に関する説明と、調査業者のあっせん希望について尋ねられます*3。
②購入希望者にあっせんの希望がある場合、媒介業者は、売主に建物調査の承諾を得る交渉をします（売主の承諾が得られない場合、建物状況調査は行えません）。
③建物状況調査を行うことについて、売主の

＊1　調査する物件の規模、調査業者によって異なるが、一般的に調査費用は5万～6万円程度、調査時間は3時間程度と提示されることが多い
＊2　媒介業者は、中古住宅の媒介契約を締結する場合、媒介契約書に建物状況調査の調査業者のあっせんの有無の記載を宅地建物取引業法により義務づけられている。ただし、地域などによっては、媒介業者が調査業者をあっせんできない場合がある
＊3　建物状況調査を行うか（相手方の調査を承諾するか）は、購入希望者・売主の任意

承諾が得られた場合、媒介業者は購入希望者に、あっせん可能な調査業者の情報等を説明し、購入希望者が調査業者と具体的にやり取りができるように手配をします。

④媒介業者の手配により、購入希望者は、あっせんを受けた調査業者＊4に直接、調査の内容・費用の確認等を行い、調査の実施を申し込むかどうかを決めます。

⑤調査を申し込む場合は、購入希望者が直接調査業者に依頼し、建物状況調査が行われます＊5。

⑥調査報告書を調査業者より受領し、購入検討の参考にします。

既存住宅売買瑕疵保険

既存住宅売買瑕疵保険は、住宅の建物状況調査と保証がセットになった保険制度で、建物状況調査で把握されなかった瑕疵があった場合、修補等の保証を受けることができます(**表1**)。

表1 保険の概要(保険会社・商品によって異なる)

保険金の支払い対象	修補費用※、調査費用、仮住居・転居費用等
保険期間	1年または5年
保険金額	500万円または1000万円
免責金額	5万円
填補(てんぽ)率	100%
保険料	保険法人・保険期間等により異なるが戸建住宅で5万円程度から

※検査・保証の対象となる中古住宅の構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分にかかる瑕疵が発見された場合の修補費用

この保証を利用するには、買主(または売主)が建物状況調査を住宅瑕疵担保責任保険法人の登録検査事業者(以下、検査事業者)に依頼すること、建物が新耐震基準(1981年6月施行)に適合していることなどの要件があります。

個人間売買タイプ(検査事業者保証型)は、中古住宅の検査を行った検査事業者が、保険に加入して瑕疵があった場合の修補等の保証を買主に行い、実際に瑕疵があった場合には検査事業者が修補等を行い、その費用について保険金が検査事業者に支払われるしくみになっています(**図2**)。

なお、既存住宅売買瑕疵保険に加入していた物件の、瑕疵が存在していた事故率や、保険金の平均支払い額が示された資料があります。建物状況調査・保険加入を行うかなどの検討をする際の参考としてください(**表2**)。

図2 建物調査・保証の流れ

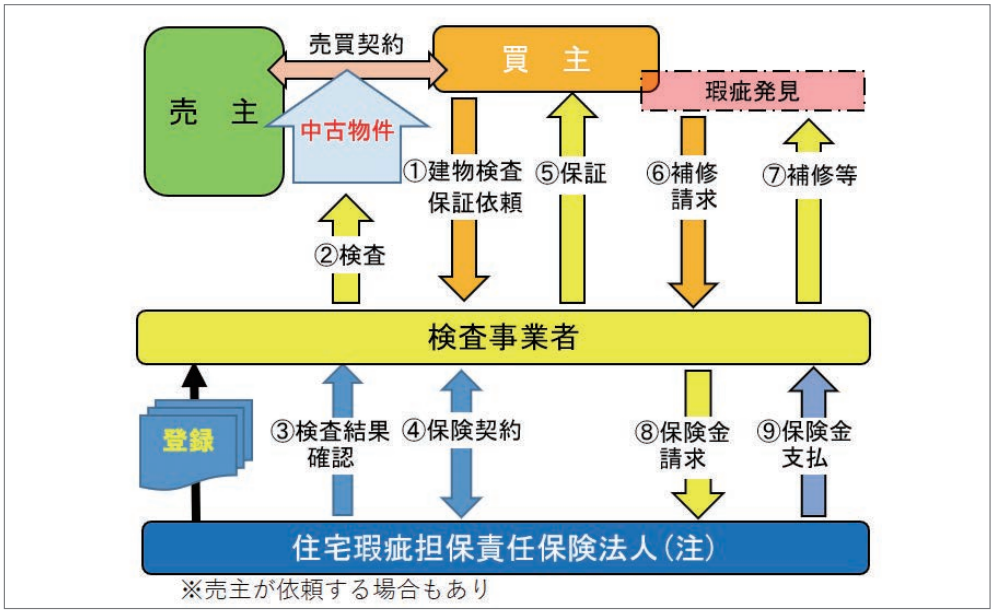

(注)株式会社住宅あんしん保証、住宅保証機構株式会社、株式会社日本住宅保証検査機構、株式会社ハウスジーメン、ハウスプラス住宅保証株式会社

＊4　既存住宅売買瑕疵保険を利用する場合の調査業者は、住宅瑕疵担保責任保険法人の登録検査事業者である必要がある

＊5　契約申込みの撤回は自由であることから、購入希望者は、建物状況調査を依頼し実施した場合でも、契約を締結するまでは、売主側より契約を断わられる可能性があることを、あらかじめ理解をしておく必要がある

表2 【参考】既存住宅売買瑕疵保険の事故率・支払保険金額

種類	①証券発行件数	②保険事故確定件数	③事故率（②÷①）	④保険金支払完了件数	⑤保険金支払総額	⑥平均支払額（⑤÷④）
宅建業者販売	40,741件	581件	1.426%	543件	392,824,544円	723,434円
個人間売買	8,653件	215件	2.485%	192件	200,923,597円	1,046,477円

※2019年3月までの累積。保険期間満了前の契約を含む
出典：国土交通省「制度施行10年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会」報告書、参考資料32ページ
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001315460.pdf

安心R住宅

(1) 安心R住宅とは

安心R住宅は、購入者が安心して中古住宅を購入できる環境整備のため、品質などで一定の要件を満たした中古住宅の広告・販売時に、国が商標登録をした安心R住宅の標章（図3）の使用を認めた制度で、2018年4月より運用が開始されています。

図3 安心R住宅の標章*6

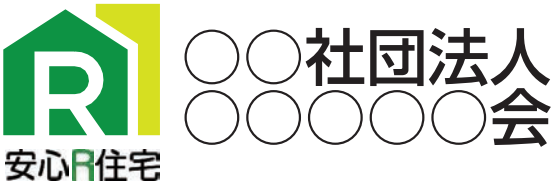

(2) 安心R住宅の要件・メリット

安心R住宅の標章は、国が審査・登録した登録事業者団体が、団体に所属する事業者（宅建業者等）が守るべきルールを設定し、団体がその使用を許諾した事業者に限り、使用できます。

また、安心R住宅の標章を付けるには、次の要件が必要となっています。

〈安心R住宅の要件とメリット〉

●基礎的な品質があり「安心」

・新耐震基準等に適合している*7
・建物状況調査が行われ、既存住宅売買瑕疵保険契約締結の検査基準に適合している*8

●リフォーム工事が実施、またはリフォームプランが付いていて「きれい」

・リフォーム工事が実施されているか、リフォーム工事が実施されていない場合は、費用情報を含むリフォーム提案書が付いている
・外装、主たる内装、水廻（まわ）りの現況の写真等を閲覧できる

●情報が開示されていて「わかりやすい」

・広告時に点検記録等の保管状況が示されている。さらに、求めに応じて、「安心R住宅調査報告書」*9により詳細情報が開示される

なお、安心R住宅を認定している事業者団体では、相談窓口を設置しており、団体に所属する事業者とトラブルがあった場合、相談することができます*10。

(3) 安心R住宅認定物件の探し方

不動産情報ウェブサイトや広告のほか、安心R住宅の登録事業者団体を調べて、会員の不動産業者に相談する方法があります。

国土交通省の安心R住宅の実施状況調査によれば、2019年3月末時点で1,266件の登録件数となっています。まだ件数は少ないですが、検討する物件が安心R住宅の場合は、品質やリフォーム等に関して情報提供がされていますので、それらを参考にしたうえで取引を行うことができます。

＊6 安心R住宅の標章に登録団体の名称が併記されていない住宅は、安心R住宅ではない。また、登録団体により、安心R住宅の細かな条件が異なる
＊7 1981年6月1日以降に建築したもの、もしくは、1981年5月31日以前に建築したもので、耐震診断により安全性が確かめられたもの
＊8 瑕疵のリスク回避には、別途、保険加入手続きが必要
＊9 宅建業者が、既存住宅について安心R住宅の基準に適合しているかを調査し、その結果を記載した書面
＊10 登録事業者団体の一覧および相談窓口の案内（国土交通省ウェブサイト）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000038.html

森林が支えてくれる私たちの生活
―SDGsと森林―

第5回

森林による生態系サービス①
―水に関連したサービス―

土屋 俊幸 Tsuchiya Toshiyuki 東京農工大学名誉教授
専攻は「林政学」。2019年から現在に至るまで、林政審議会の会長を務める。ほかに、(一財)林業経済研究所所長や、(公財)日本自然保護協会執行理事を兼任している

生態系サービスと森林

国際連合が提唱して組織し、世界中の専門家が参加して、2001年から2005年にかけて行われた地球規模の生態系についての環境アセスメントのことを「ミレニアム生態系評価」といいます。ミレニアムとは千年紀のことで、西暦2000年で第2千年紀が終わり第3千年紀に入る節目で、世界的な生態系評価を行おうという初めての取り組みでした。このミレニアム生態系評価で注目されたのが「生態系サービス」*1という考え方です。

生態系では、それを構成する生物間、生物と環境とのさまざまな相互作用が営まれていますが、それらをまとめて、生態系の働き、あるいは生態系機能としてとらえることができます。この生態系機能のうち、特に人間がその恩恵に浴しているものを生態系サービスと呼ぼうという新しい試みです。「サービス」という言葉は元々経済学の用語で、人間の労働が生み出した商品のうち、目には見えないものを指すのですが、生態系サービスでは目に見えるものまで拡張されています。

ミレニアム生態系評価では、生態系サービスを「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類しています。このうち基盤サービスは、ほかのサービスが発揮されるため基盤的条件を形成する栄養塩の循環や土壌形成などを指しますが、2007年にドイツで行われたG8＋5環境大臣会議で提唱された「生態系と生物多様性の経済学(TEEB)」の分類では、基盤サービスの代わりに「生息・生育地サービス」が追加されました。本稿では、これを4つ目のサービスとして採用したいと思います。供給サービスは食料など私たちの衣食住に必要なものを提供するサービス、調整サービスは大気や水を浄化したり、気候を調整したりするサービス、文化的サービスは文化を育み人間生活を豊かにしている審美的、精神的、教育的サービスです。

この分類に沿って生態系としての森林の働きをみると、これまで主にみてきた木材の生産は供給サービスの中心的要素ですが、森林にはほかにも、調整サービスとしての国土保全、水源かん養の機能*2、文化的サービスとしての観光レクリエーション、環境教育の場の提供があり、また生息・生育地サービスはさまざまな生態系が、そこに棲(す)む生物に対して生息・生育環境を提供することを指し、自然保護、生物多様性保全に貢献しています。今回からは、木材生産以外の、森林がもたらすさまざまな生態系サービスについてみていくことにしましょう。

長い歴史を持つ保安林制度

日本では、森林資源を保全するための法制度は、1897(明治30)年の「森林法」の制定から始まりましたが、この初代森林法以来、現在まで続いているのが「保安林制度」*3です。登山の際

＊1 中村太士「生態系サービス」日本森林学会編『森林学の百科事典』(丸善出版、2021年)8-11ページ、竹中明夫「生態系機能と生態系サービス(環境問題基礎知識)」国立環境研究所「国環研ニュース」2002年度21巻3号参照

＊2 森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより水質が浄化される

＊3 古井戸宏通「保安林制度」日本森林学会編『森林学の百科事典』(丸善出版、2021年)428-429ページ参照

図　国民所得に対する水害被害額の割合の推移

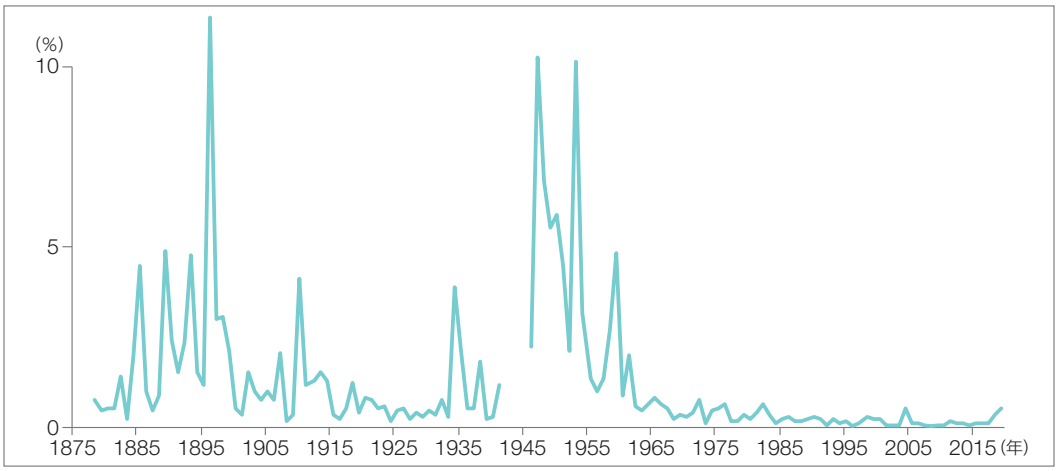

※国土開発調査会「河川便覧平成10年版」、水管理・国土保全局「河川データブック2021」をもとに筆者作成

などに、山の中で「水源かん養保安林」「保健保安林」などの看板を見たことのある人は多いと思いますが、現在、森林法に基づいて、全部で17種類の保安林が指定されています。保安林は、森林の持つ公益的機能を発揮させるために重要な森林を、国または都道府県が指定し、その保全を図るために一定の行為制限を課す制度です。一度指定されると簡単には解除できず、他用途への転用は禁止され、森林施業(しんりんせぎょう)*4に対しても一定の規制がかけられ、違反には罰則もあるなど、日本の森林についての最も厳しい土地利用の規制制度です。現在(2021年度末)、森林面積の約半分が保安林に指定されていますが、その71.1%を水源かん養保安林、20.1%を土砂流出防備保安林が占めています(一部、重複)。

こうした森林利用の厳しい規制制度が、日本で制定された初めての森林法で、他の森林関係の諸制度に先駆けて作られた意味を考えてみましょう。その理由を考える際に参考となるのが、グラフ(図)です。

このグラフは明治の初めから現在に至る各年の水害被害額が国民所得に占める割合を示したものです。要するに、水害によって国民の所得のどのぐらいが失われたかが分かるのですが、1割(10%)を超えた年が3回あったことが分かります。それは明治中期の1896(明治29)年と、第二次世界大戦後の1947(昭和22)年、1953(昭和28)年でした。これらの年には、台風などにより未曽有の水害が発生し、多くの人命、家屋、田畑などが失われました。1896年の場合、この年に初めて「河川法」が制定され、また翌年には、森林法、砂防法が成立しています。これら三法は「治水三法」と呼ばれ、森林、渓流、河川を一体として治水、つまり水害防備に当たる体制が作られ、森林に関しては、明治維新前後で荒廃した森林の復旧のための造林が組織的に行われるようになります。保安林の指定は、そのためのゾーニングといえ、保安林に指定された土地は、林地以外への転用が厳しく制限されて、国が「絶対森林」として認定した土地となるとともに、造林を中心とした森林造成のための国による事業が集中的に行われるゾーンとなりました。

なお、紙幅の関係から、ここでは詳しく述べることができませんが、日本では治水、つまり川を治め、洪水・水害を防ぐためには治山、つまりその源の山を治め、森林を作らなければならないという考え方・思想が、江戸時代以前の昔から、長い経験に基づいて深く根づいてきました。こうした流域を一体としてみる空間のとらえ方が、保安林制度を生んだといえます。

＊4　目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること

第二次世界大戦後の政策の展開

図に戻りましょう。先にみたように、国民所得の１割が失われた大災害の年は、敗戦直後の1947（昭和22）年、1953（昭和28）年にもありました。戦中の乱伐等による森林の荒廃が災害を大きくした原因の１つとして認識され、森林の復旧が国を挙げて始まります。政策の流れでみれば、公共事業としての造林事業（造林補助金）の開始（1946年）、国土緑化運動の開始（1950年）、「保安林整備臨時措置法」の制定（1954年）などが挙げられます。連載第２回目の１月号でも、広葉樹に替えてスギなどの針葉樹を植栽し人工林を造林する、いわゆる拡大造林について述べましたが、実は人工林が急増するのは第二次世界大戦後で、それまでのおおむね10万haから20万haであった年間人工造林面積は、1950年に30万haを突破し、以後、1960年代を通じて年間30万ha以上を維持します。その結果、1950年代初めには500万ha前後だった人工林面積は、1970年代初めまでに倍増し、現在とほぼ同じ1000万ha、国土の２割台に達しています。一方、保安林についても、1950年代初めには総面積で200万ha強だったものが、1970年代初めには600万haを超えました。

第二次世界大戦後の拡大造林の進展に関しては、木材需要の増大、薪炭（しんたん）需要の減少等の要因もあるのですが、ここでみたような水害の多発を背景とした森林保全への国民的な関心の増大も大きな影響を与えたと考えることができます。

水資源の量と質の安定的供給

さて、以上では、森林の生態系サービスのうち、「調整サービス」といわれる中に含まれる土砂流出防備機能、土砂崩壊防備機能、洪水緩和機能などを中心に述べてきました。これらはまとめると国土保全機能といえるのですが、もう１つ、水に関係した「供給サービス」あるいは「調整サービス」として、上水道用水、農業用水、工業用水など人間の生産・生活に必要な水を、渇水を起こさないように、つまり安定的に、また十分に浄化された状態で供給するという機能があります。

関東地方の例を挙げれば＊5、比較的歴史の長い例として、いわゆる水源林の造成があります。東京都水源林は、1901年に当時の東京府が水道水源林として管理を始めた多摩川上流域の森林で、水道専用ダムである小河内（おごうち）ダムの集水域を中心に、東京都と山梨県にまたがる森林を東京都水道局が所有管理しています。この水道水源林は、多摩川上流域の森林面積の５割を占めており、水道局が直接管理することにより、東京都民に供給する水道水の量と質を、最も安定的に維持するような森林の状態を作ろうとしているのです。

また、新しいところでは、神奈川県では、2007年度から、個人県民税の超過課税（上乗せ）として「水源環境保全税」を県民から徴収し、これを主な財源として丹沢山地などの水源地域の森林および河川を対象に、水源環境の保全再生を図ることにより、県民生活を支える良質な水を安定的に確保する取り組みを、県民参加も取り入れて実施しています。この取り組みにおいては、私有林を対象に、管理の遅れた人工林の手入れの推進、鹿の食害で若返りができない天然林の植生保全等を、所有者との協約、長伐期（ちょうばつき）施業受託、借り上げ、分収、買い上げなどを状況に合わせたかたちで実施しています。

各府県で実施されている同様の、いわゆる「森林環境税」＊6でも、この神奈川県の場合のように明示的であるかどうかはともかく、何らかのかたちで森林と水の関係が根拠とされている例が多くなっています。

＊5　蔵治光一郎「水資源対策としての森林管理―その具体的方策と実現可能性」恩田裕一・五味高志編『水資源対策としての森林管理』（東京大学出版会、2021年）

＊6　国税の森林環境税徴収は2024年度（森林環境譲与税の譲与は2019年度）から開始。税の趣旨は気候変動対策（森林吸収源対策）としての森林整備

経済を知るための
さまざまな統計データ

第 7 回

人口などの調査で何が分かるの？

川元 由喜子 Kawamoto Yukiko 経済に強いママを増やす会主宰
1985年日興証券(株)入社、1987～1992年ニューヨーク勤務。1995～2003年HSBC投信投資顧問(株)。2009～2016年ありがとう投信(株)。フォスターフォーラム(良質な金融商品を育てる会)理事

経済を知るために利用できる統計は、経済統計や産業統計だけではありません。人口に関する統計は、その代表的なものです。人口の調査は、総務省による国勢調査や、厚生労働省による人口動態調査によって行われています。

国勢調査

5年に1回、国内に住む全世帯(一部地域を除く)を対象に行われているので、実際に回答した覚えのある人も多いと思います。世帯ごとに回答した調査票を郵送で提出、またはインターネットで回答します。提出のない世帯には、調査員が訪問して回収することになっています。最近の調査は2020(令和2)年でしたが、郵送とインターネットで8割が回収され、インターネットの利用はそのうちの半数に近づいています。

回答する項目は、世帯員の氏名、性別、年齢、国籍などの基本的な情報、家族構成、住居の種類や建て方、世帯員それぞれの就学・就業状態、職種や職場での地位など。そして集計結果は、翌年、総務省より公表されます。

国勢調査の目的は、国内に住む人と世帯について知ることです。日本の人口統計は、この調査結果が基礎になります。公表されている結果の概要には、第1回調査の実施された1920年以来の人口が概観できるようになっていて、2010年を頂点に、総人口が減少し始めているのが見て取れます。また、調査結果から分かる人口の年齢構成は、高齢化の傾向を明確に示しています。

都道府県別の動向も知ることができます。2020年の調査で人口が増えたのは、首都圏を

図1 一般世帯数および一般世帯の1世帯当たり人員の推移

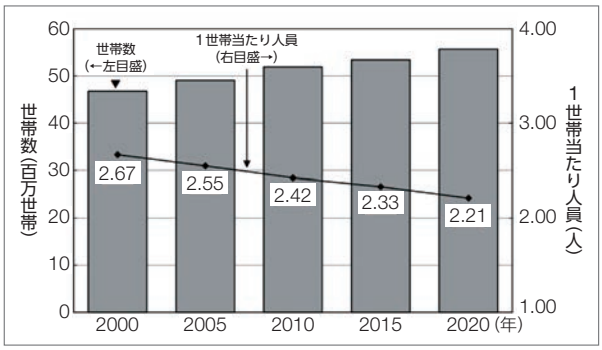

出典：総務省統計局「令和2年国勢調査結果」より

はじめ大都市を抱える8都道府県にとどまりました。市町村別にも集計がされており、最も人口が増えた市町村、最も減った市町村などが公表されています。

世帯についての調査も、目的の1つです。人口は減り始めているものの、世帯数は増加傾向が続いていて、1世帯当たりの人数は減り続けています(図1)。

人口動態調査

厚生労働省は、各自治体に提出される出生届、死亡届、婚姻届、離婚届といった各届け出を集計しています。届けが出されている限り、回収漏れとなることはありません。国勢調査が5年に1度の大々的な調査であるのに対し、人口動態調査は、人口の日々の増減を反映しています。

結果の公表は、速報、月報、年報といったかたちで行われ、出生数、死亡数、婚姻数、離婚数を見ることができます。死亡数には乳幼児死亡数などが内数として表記され、死産数なども掲載されています。

図2 出生数および合計特殊出生率の年次推移

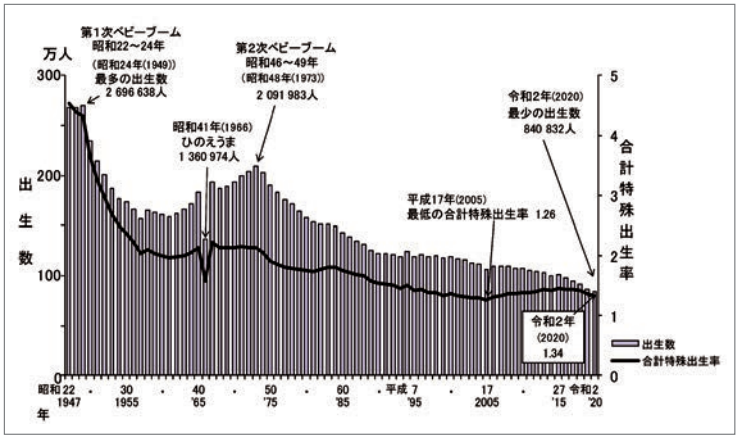

出典：厚生労働省「令和2年(2020)人口動態統計月報年計(概数)の概況」より

年次の統計は、第二次世界大戦の戦中戦後の3年分を除き、1899年までさかのぼって見ることができます。都道府県別の人口動態や母親の年齢階級別出生率、死因別死亡率など細かく集計されていて、保健・福祉を担う厚生労働省ならではの特徴が垣間見えます。人口問題の議論でよく耳にする「合計特殊出生率」は、この調査の関連統計として厚生労働省が算出しています(**図2**)。

人口推計

前述のように、国内の人口は国勢調査から知ることができますが、調査は5年に1度しか行われないため、その間の人口統計は推測するしかありません。それを行うのが、総務省の「人口推計」です。

推計の方法は、国勢調査で得られた人口をもとに、前述した調査の「人口動態統計」のほか、「出入国管理統計」や国籍の異動数を用いて行います。都道府県間の移動については、「住民基本台帳人口移動報告」から推計します。結果は毎月1日現在の月次と、毎年10月1日現在の年次ベースで推計人口が公表されます。

人口と経済

人口統計がほかの統計と違うのは、将来を予測しやすい、ということです。今年生まれた子どもは何年後に何歳になるか、正確に予測できます。突発的な何かが起きない限り、年齢構成も、時とともにそのまま上がっていきます。人口動態は、「既に起こった未来」ともいえるのです。特に15～64歳の生産年齢人口の増減率は、実質的な経済成長率と深くかかわっています。むしろ「人口動態は経済の基礎」といってもよいくらいです。生産年齢人口の増加は生産力と消費を同時に増やしますから、経済が成長するのです。国によっては、国内の生産力を上げることが難しく、人口が増えても増えた分を賄うことができない場合もあります。人口抑制策が取られることがあるのは、そういうケースでしょう。

日本経済の将来について悲観的な人は少なくないと思いますが、それは将来の人口構成がどうなるか、分かっているからでしょう。生産年齢人口が増えない一方で、多くの高齢者を養わなければならないことは、確実に予測できるのです。しかし確実に予測できるからこそ、将来起きてくる事態に備えることもできるのではないでしょうか。

少子化対策が重要課題といわれるようになって、既にかなりの年月が経ちますが、出生数が急に増えることはありません。それを受け入れながら、いかにして働き手を増やすか、知恵を絞る必要があります。高齢者が働き続けられる環境づくりもあるでしょう。女性の地位の向上は、本来は経済的ニーズとは関係のない社会課題ですが、女性の働きやすい職場、子どもを育てやすい労働環境は、経済への貢献も大きいでしょう。

それ以外にも、取るべき対策はいろいろあると考えられます。少ない労働人口で経済力を維持するために、1人当たりの生産性を高める必要があります。また、社会の無駄をできるだけ少なくして、豊かさが広く行きわたるようにする努力も求められます。人口に関する統計は、地方・地域ごとに細かく集計されているので、国家的な政策だけではなく、生活に身近な施策にも生かされているはずです。

海外ニュース

文/安藤 佳子 Ando Yoshiko

オーストラリア　よりよいプライバシーポリシーを

●CHOICE ホームページ　https://www.choice.com.au/privacyreform
https://www.choice.com.au/privacycomparison

ECサイトの利用やアプリのダウンロード、ポイント会員などの登録には、個人情報の収集、利用、第三者へ提供する際の個人情報保護方針を表明したプライバシーポリシー(以下、ポリシー)を読み、ボタンをクリックするなどして同意を求められる。どのくらいの人が読んだうえで同意しているのか、CHOICE(オーストラリア消費者協会)が調査した。

その結果、インターネットにつながるデバイスを1人当たり平均8台保有し、平均116件のポリシーに同意していたという。しかし、半数以上が全文を読んだことは無く、まったく読まない人も4割以上に上った。主な理由は「長い」と「難しい」である。

CHOICEが調べた利用者の多いECサイトや行政のQRコードなど75件のポリシーは平均約4,000語で読むのに約16分かかるという。最も長いのは世界的ソフトウェア企業のもので14,800語余り、59分15秒を要した。

また、文章校閲アプリを使って前述の75件の分かりやすさを判定したところ、ほとんどの人が理解できる平易な文章が60～70点とされるところ、8割が50点以下の分かりにくい文章であった。一方、全文を読み理解したうえで同意できない点があっても、利用するには同意する以外の現実的な選択肢が無いという不満も多く聞かれた。

CHOICEは、通知と同意という消費者の責任に依存する今のポリシーのあり方では個人情報の悪用は防げないと指摘し、政府が検討中のプライバシー法改正案において、企業の責任で公正に個人情報の収集・利用等が行われることを法的に義務づけるよう規制の強化を要請している。

アメリカ　コンシューマーレポーツの自動車ランキング

●CRホームページ　https://www.consumerreports.org/cars-best-cars-top-picks-2022/
https://www.consumerreports.org/car-safety/rear-seat-safety-score-a6624241141/

例年、CR(コンシューマーレポーツ)誌4月号は自動車特集。そこで発表されるその年の自動車メーカーと各部門別のランキングは世界的にも定評がある。CRは、毎年50台ほどの車両をディーラーから覆面購入し、広大なテストコースで加速や制動、緊急時ハンドル操作などの走行テストを行うほか、600万人超の会員から収集した故障データに基づく信頼性やドライバー満足度、安全性などを総合的に評価してランキングを決定する。2022年のメーカー上位および部門別上位の多くを日本車が占めた。例年の評価項目に加え、今年は特にFCW(前方衝突警報)や歩行者検知機能付きAEB(自動緊急ブレーキ)などの先進安全機能の標準装備が重視された。

さらに2021年からは後部座席の安全性テストも開始され、これまでに約40車種の評価を公表している。後部座席には子どもから高齢者まで幅広い年代が座るため、チャイルドシートやブースターシート*の装着しやすさ、年間40人近い子どもが犠牲となる車内熱中症防止のための後部座席置き去りアラーム、シートベルト装着アラームやヘッドレストの有無などの項目を評価、点数化して公表している。

NHTSA(道路交通安全局)によると、衝突時に骨盤と胴体部を保護するサイドエアバッグ、衝突時にシートベルトを自動調整して身体を守るプリテンショナーやロードリミッターなどの後部座席への搭載は前部座席に比べてかなり少ない。CRはこれまで後部座席の安全機能に関する情報が提供される機会も少なかったとして、今後はテスト対象車種を拡大し消費者の安全な車選びに貢献したいとしている。

＊　車の座面を上げて背の高さを補うもの

海外ニュース

文/岸 葉子 Kishi Yoko

ドイツ　お勧めできないドライシャンプーの連続使用

●「エコ・テスト」2022年1月号
https://www.oekotest.de/kosmetik-wellness/Trockenshampoo-im-Test-Nicht-fuer-den-Dauergebrauch-zu-empfehlen_12327_1.html
●商品テスト財団「テスト」2019年11月号
https://www.test.de/Trockenshampoo-im-Test-Spruehen-statt-waschen-klappt-das-tatsaechlich-5529713-0/

水で洗い流さなくても髪や頭皮を清潔に保てるとして、1970年代に流行したドライシャンプー。近年、スプレー式、粉末式、シート式など種類も豊富となり、ドイツでは第2のブームが訪れているという。災害用グッズのイメージが強い日本とは異なり、「出勤前の洗髪時間を節約したい」「髪形をパーティー向けに短時間でまとめたい」などという使い方がドイツ流である。

しかし、ドライシャンプーの安全性等について不安視する声もあることから、「エコ・テスト」では成分等を中心とするテストを行った。対象はスプレー式15商品、粉末式5商品の計20商品。その結果、18商品が「非常によい」または「よい」という好成績を獲得した。一方、合成ムスクなど疑義ある成分を数種類含む1商品が、落第点となった。

このように、成分的にはほとんどの商品に問題が無かったが、誤って吸い込まないよう、同誌は注意を促す。エアロゾルが噴霧されるスプレー式はもちろん、粉末式であっても粒子が細かいと吸い込みやすく、炎症等を起こす可能性があるからだとする。そこで、気管支が敏感な人は、ドライシャンプーを使用しないほうがよいと助言する。また、健康な人も含めて、使用中は十分な換気が必要だという。

さらに、ドライシャンプーは、水で洗い流す本来のシャンプーの代わりにはならないと指摘する。ドライシャンプーによって取れた皮脂等は、水で洗い落とせないため髪や頭皮に残り、汚れが蓄積されていくのだという。そこで、ドライシャンプーを2回続けた後には、通常のシャンプーで根本的に洗い流すのがお勧めだという。

スイス　あなたの不用品を必要とする人がいるかも

●モルジュ市ホームページ　https://www.morges.ch/vivre-a-morges/developpement-durable/agenda-21/boites-d-echange-entre-voisins-6328
●コンフィニヨン村ホームページ　https://www.confignon.ch/boiteechanges
●フランス経済・財務・復興省ホームページ
https://www.entreprises.gouv.fr/fr/etudes-et-statistiques/dossiers-de-la-dge/enjeux-et-perspectives-de-la-consommation-collaborative

スイスの路上に点在する脚付きの箱。ロボットのような顔が描かれているものや、現代アートで装飾されているものもある。道行く人々がときどき足を止めて、箱の中を確認している。これは、地元の住民間で、不用品を交換するためのボックスである。スイス初のボックスは、ジュネーブの個人が始めたもので、現在、ロマンド地域（フランス語圏スイス）を中心に、同様の活動が広がっている。

しくみは単純で、使わなくなった物を誰かがボックスに入れると、欲しい人がそのまま持ち帰るというもの。まだ使えそうなCD、DVD、玩具等が次々とボックスに投入される。手に取った人が家に持ち帰り、再利用することで、物にもセカンドライフが与えられることになる。交換といっても、物を持ち帰る人が、代わりの物を入れる義務は無い。ボックスを置くことで、物を介して見知らぬ住民同士が結び付き、物を大切にする社会への移行が期待されている。

このように、大量消費社会から脱却する試みとして、スイスではほかにも「修理カフェ」や「モノの図書館」等があり、拠点を増やしている*。ヨーロッパでは近年、このような手法を包含する「コラボ消費」という言葉も使われている。物を単独で所有するのではなく、数人で共有、または交換、貸し借りするほうが合理的と考える消費者が増えたためである。これらを後押ししているのが、ネット環境の普及である。ネットを介して、自家用車への同乗、知識の教授、寝場所の無料提供等、さまざまなサービスが見知らぬ人との間で交わされている。

＊　ウェブ版「国民生活」2018年11月号「海外ニュース」参照
https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11436742/www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201811_08.pdf

このコーナーでは、消費者教育の実践事例を紹介します。

消費者教育実践事例集

第95回

成年年齢引き下げを境にあなたは大人になれますか？
―自立した消費者になるために―

櫻井 政子 Sakurai Masako 大阪府立東高等学校 家庭科教諭

生徒は成年年齢引き下げをどのようにとらえているか

本校は、理数科・英語科・普通科の3つの学科を設置し、校訓「高志・卓行」に基づく「よりよい社会の創造に積極果敢に挑戦する」人材育成を目標とし、そのことを生徒はしっかりと心に刻み、日々勉学に部活動に励んでいます。

さて、成年年齢引き下げについて、生徒たちの間では、「18歳で大人？」「同じ高校生の中で大人と未成年がいるってどうなるの？ 同じクラスで変な感じ……」とさまざまな疑問が頭の中で飛び交っているようです。どんな変化が生まれるのか予測もつかない高校生に、一人の大人として、安易に「何とかなる、大丈夫」とは言えません。また、在学中に「成人」する生徒に直面する教員側としても、生徒を「大人」として扱うとはどういうことなのか、と自問自答しつつ、彼らが絶対に消費者トラブルに巻き込まれないようにしたいという思いがあります。そのために、生徒たちがまず自分自身の問題としてとらえ、基本的な知識を定着することに重点を置き、次のような内容で授業を行いました。

本授業の2本柱「家庭経済」「契約」

家庭基礎の単元「消費生活と経済」を3学期に設定し、1年生（理数科は2年生）に8時間の授業を行いました。自立した消費者になるために、ぜひ学んでほしい内容を「家庭経済」と「契約」の2つに絞りました。

1時間目：成年年齢引き下げについて／ライフプランの中における費用
2時間目：社会保障と税金・民間保険
3時間目：給与明細の読み取り
4時間目：家計におけるフローとストック／投資・資産運用の格言「すべての卵を1つのカゴに盛るな」
5時間目：1～4時間の授業をベースに自分のライフプランを考える
6時間目：契約／消費行動の留意点
7時間目：キャッシュレス時代のさまざまな決済方法
8時間目：クレジットカードのしくみと留意点

まずは、「家庭経済」を知るために自分のライフプランを考えさせました。結婚、育児、住宅購入など人生の大きなイベント等も想定しながら、青年期から高齢期へと進めます。そうするなかで、予期せぬリスクに見舞われることもあります。その時、どのような対策を取っておくべきか、貯蓄、投資、民間保険、社会保障などの重要性を学びました。

そして5時間目に全国銀行協会発行の「生活設計・マネープランゲーム」でシミュレーションしました。このゲームでは自分の選択した仕事の収入および支出、さらに車の購入、保険の加入、結婚をするか、住居の購入なども考え、ワークシート（**図**）に記入し（**写真**）、40歳時点の貯蓄額を算出します。それぞれが考えたマネープランの結果を見据え、今後この貯蓄額で人生のアクシデントやイベント事を乗り越えることができるのかを考えます。多額の赤字が出てしまった人はどこでどのようにマネープランを軌道修正するとよいのかなどの振り返りをさせました。

図 ワークシートの一部

◆< 30歳 ～ 40歳 > 様々なライフイベントを経験

・結婚しない
・結婚する【 DINKS ／ DEWKS(1・2・3・)人 】
・結婚する【 収入源は1人で子どもなし ／ あり(1・2・3・)人 】

摘 要 欄	収入	支出	☺
結婚資金		万	
配偶者の年間支出 ( )万×10年		万	
子どもの年間支出 ( )万×10年		万	
収入（ダブルインカムは1．5倍） ( )万×10年	万		
基本生活支出カード（ ） ( )万×10年		万	
非消費支出 ( )万×10年		万	
自動車購入（する・しない） ( )ランク			
各種保険（入る・入らない）			
住居費を除いた収支 計算してみよう	万	万	p

＊ 住居費をのぞいた
40歳時点の貯蓄額･･･B
( )万円

☺ 思い出ポイント（ ）P

契約と消費者問題を学ぶ

契約について「成人になると、自身の責任のもとで有効な契約を行うことができる」と生徒に話しても他人事のように看過されてしまいがちです。そこで、私が契約の一例を挙げると、「定期券を買って電車に乗る！ 美容院で髪を切る！ スマホで服を購入した！」など、やっとたくさんの声が上がりました。契約が生徒たちの日常生活に溶け込んでいるため、仕方がないことかもしれません。ここでは契約に関する基礎知識、日常生活のさまざまな販売方法、消費者の権利を守る制度、キャッシュレス決済についてなどを学びました。クレジットカードのしくみと留意点に関するワークの一部を紹介します。

A子さんとB子さんはクレジットカードで1月に3万円のカメラ、2月に6万円の高級自転車、3月に9万円のタブレットを購入しました。A子さんは3回払い、B子さんは毎月2万円のリボルビング払いの契約です。

このワークでは「どちらが早く返済できたか」だけでなく、「家庭経済」で学んだことも振り返りながらいくつか事象を挿入してみました。例えば、もっと高額な商品を購入し、予期せぬトラブルが重なった場合、家計の出費が収入を上回る可能性もあること、それを返済するため複数社からキャッシングをすると、どんな結末が予測できるか、どうすればこのスパイラルを回避できるのかなどを考察させました。その結果、次のような感想、気づきが得られました。

写真 ワークシートに記入するようす

- 数社からキャッシングしているうちに「利息が利息を生む」状態になることを知った。
- 「クレジットカードで買うとポイントが付きます！」に踊らされ買い物をするのは本末転倒だということを分かっていない大人が多すぎる。
- お金を使うことへの慎重さを欠く人が、クレジットカードのしくみを深く分からずに使用するから自己破産が後を絶たないのだと思いました。18歳成人のことを心配するより今の大人の行動を見直すべきでは……。
- 「クレジットカードを所持していれば手元に現金がなくても欲しいものが手に入る」……この感覚おかしくないですか？ 我慢という言葉はないのですか？

最後に

成年年齢引き下げにおいて、18歳選挙権を挙げ、「数年前から18歳の若者も国政の重要な判断に参加している。『18歳成人＝大人＝一人前』なのだから、すべて自分で決断し責任を持つのは当然だ」と強引に社会に放り出すことが正解ではないと思います。周囲の人たちの助言は重要であり、「消費生活と経済」の授業はその第一歩としてとても大切な機会だと感じます。

一方で、自立した消費者になるために、日々、社会の動きに敏感であり、学び続ける努力が必要です。大人になることは自由を手に入れ権利を主張するだけではありません。権利の裏には、義務と責任があることをしっかりと心に留め、今後の長い人生を歩んでもらいたいと願います。

気になるこの用語

第42回

消費生活相談の周辺用語を取り上げ、やさしく解説します。

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事
1987年衆議院法制局入局、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に『法律を読む技術・学ぶ技術』[改訂第3版](ダイヤモンド社、2016年)『民法を読む技術・学ぶ技術』(ダイヤモンド社、2021年)など

占有権と所有権

物に対する支配権である物権のうち、占有権と所有権を取り上げます。占有権は「持っている」という状態を保護する少し不思議な権利です。
(本文中の条文番号は民法)

泥棒の占有権

「泥棒だってね、盗んだ物に占有権があるのだよ」。民法の授業で先生はそう言いました。このコメントはかなりショックでした。「他人の物を盗んだ者に権利があるなんて……」その頃はどうしても理解できず、理不尽な民法の勉強なんて正直やめようと思いました。

占有権は民法が定める物権の1つです。「自分のために物を持っている」という状態を保護する権利です(180条)。もちろん自分の物(所有物)だから持っているという場合もあるでしょうし、誰かから借りている場合もあるでしょう。ときには、盗んで持っているという場合もあるかもしれません。このように、持っていること(占有)を正当化する権限(これを「**本権**」といいます)がある場合もあれば、無い場合もあります。では、なぜ民法は占有している状態を保護しているのでしょうか。

通常、占有している状態がある以上、何らかの本権があることが推測されます。とはいえ、本権があることを証明するのは、すぐにはできないこともあります。そこで、取りあえず、占有している状態を保護したのです。もちろん、盗んだ物を持っている者に対して、所有者は所有権に基づいて返還請求をすることができます。

自主占有と他主占有

占有に関して覚えておきたい対になる言葉があります。1つ目は、**自主占有**と**他主占有**です。

自主占有は、所有する意思を持ってする占有をいいます。それ以外の占有が他主占有です。買ったり、もらったりして持っている場合はもちろん自主占有ですが、泥棒が盗んだ物を手元に置いているのも自主占有といえます。誰かから物を借りている場合や「質」として預かっているような場合には、占有しているといっても、他主占有となります。

自主占有と他主占有で大きな違いがでるのが**取得時効**です。前回、消滅時効のお話をしましたが、時効には一定の期間続いた状態を尊重して権利を与える取得時効というものもあります。例えば、他人の土地に「私の土地です」と自分の名前などを書いた立札を立てておき、何のクレームも受けることなく20年が過ぎたとしたら、時効によりその土地を取得することができるのです(162条1項)。

(所有権の取得時効)
第162条　20年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。
2　10年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

取得時効が成立するためには、自主占有でなければなりません。たとえ、20年、他人の土地を占有していても、「借りている」つもりの他主占有なら取得時効は問題とならないのです。

善意占有と悪意占有

もう1つは、**善意占有**と**悪意占有**です。善意と悪意という言葉は第37回*でお話ししました。「事情を知らないこと」が善意の「事情を知っていること」が悪意の意味です。善意占有も悪意占有も本権が無いのに占有していることには変わりありませんが、本権が無いことを知らない場合が善意占有で、知っている場合が悪意占有です。

占有開始の時に過失が無く、所有権があると信じていた占有者（過失が無い善意占有者）は20年を待たず、10年で取得時効が成立します。

また、占有している物から生じた**果実**についても、善意占有と悪意占有で取り扱いが異なります。果実というのは、その物から生み出された収益のことです。利子はお金が生み出す果実ですし、家賃や地代は不動産が生み出す果実です。善意占有者はその果実を手にすることができますが、悪意占有者は生じた果実を返さなければなりません（189条・190条）。例えば、自分のものだと思って他人のマンションを占有していた者は、その間の家賃を所有者に払わなくてもよいのですが、自分のものではないと知りながら占有していたら、その間の家賃を払わなくてはいけないことになります。

また、占有している物を壊したり、傷つけたり、紛失してしまった場合の責任の問われ方も違います。悪意占有者はすべての損害を賠償する必要があります。しかし、善意占有者は「現に利益を受けている限度」で賠償すればよいとされています。占有している物が壊れても、そのまま返せばよいということになります。このことを規定している191条には、次のような「ただし書き」があります。「ただし、所有の意思のない占有者は、善意であるときであっても、全部の賠償をしなければならない」

「借りている」と思い込んでいる占有者は、善意占有者には違いありませんが、壊した物の全額賠償を求められます。「借りている」と思っているのですから、他人の物を壊したという認識があるはずです。ですから全額の賠償を求めても酷にならないだろうと考えたのです。

所有権と法令による制限

次は所有権を取り上げましょう。「俺の物なのだから、どうしようと勝手じゃないか！」。そうした発言を耳にすることがありますが、これは所有権の性格をとてもよく言い当てています。所有権は物権の中で一番強いオールマイティーな権利で、物に対する全面的な支配権です。所有者は所有物を誰に貸してもよいし、譲渡しても、どう使っても、壊しても捨ててもよいのです。民法の三大原則に**所有権絶対の原則**というのがあります。所有権が絶対であるからこそ、人は安心して経済活動を行うことができるのです。ただし、公共の福祉の観点から法令で制限される場合もあります。例えば、民法では209条から238条で隣の土地との調整関係が定められています。これを**相隣関係**といいます。1つ例を挙げると、210条1項では「他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる」とあります。「私の土地だから誰も通さない」とは言えない場合もあるのです。

「所有権という一番強い物権でも法令の制限がたくさんあるのなら、権利というのは意外に弱く不自由なものかもしれない」と感じたかもしれません。法令による権利の制限の多くは、ほかの人の権利とぶつかり合う場面での調整の意味合いがあります。所有権という物権はオールマイティーな支配権だからこそ、逆にいえば、そうした調整点も多く現れてくるといえます。

それぞれの権利がなぜ認められ、なぜ制限される場合があるのか、そうした理由を通じて、人と人との間での正義や公平を学ぶのが民法ということなのでしょう。理不尽な法律ではなかったのです。

＊　ウェブ版「国民生活」2021年11月号28ページ　https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202111_11.pdf

第33回

若者の怪しい副業・アルバイトのトラブル

―簡単に稼げて高収入?! うまい話には裏がある―

相談事例

①インターネットで、チャットで相談に乗るだけの副業を見つけて登録し、保険証と学生証の写真を送った。相談に乗った男性から報酬以外に20万円を贈ると言われ、個人情報交換の手続き料を5千円、1万円、3万円、5万円と次々にクレジットカードとプリペイド型電子マネーで副業サイトに支払った。しかし手続きができず、さらに7万円を請求され、だまされたと気づいた。(10歳代、女性)

②知人に紹介された荷物の受け取り代行アルバイトの申込み先にチャットで連絡し、住民票と電気料金の領収書の写真を送った。「あなた名義で携帯電話を購入するが、あなたには請求書が届かないようにするので、携帯電話を指定の住所に転送するように」と言われ、指示に従い、報酬6万円を受け取った。しかし後日、携帯電話会社から私宛てに携帯電話機6台の請求書が届いた。担当者とは連絡が取れない。どうしたらよいか。(20歳代、女性)

●問題点とアドバイス

怪しい副業やアルバイトに関するトラブルが、10～20歳代の若者に増えています。

(1)「手数料」「登録料」の請求に要注意!

「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調するインターネット広告やSNSの情報を安易に信じないようにしましょう。怪しい副業・アルバイトでは、「報酬を得るために必要」などと説明し、ウェブサイト利用料や手続き料など、さまざまな名目でお金を支払わせるという特徴があります。友人や知人から誘われたとしても、少しでも不審に思ったらきっぱり断りましょう。

(2)「荷受代行」「荷物転送」は絶対にしない

「荷受代行」「荷物転送」はアルバイトを装っていますが、真の目的は消費者の名義で不正に携帯電話等を購入することであり、その携帯電話等が犯罪に使用されるおそれもあります。

携帯電話不正利用防止法では、携帯電話等の契約時に本人確認が義務づけられており、消費者の運転免許証や健康保険証等の身分証明書を利用し、その消費者に成りすまして何者かが契約をすることは、同法に違反する行為だと考えられます。身分証明書や個人情報を安易に伝えないようにしましょう。

また、携帯電話等の端末代金や月額利用料、通話料を支払う必要は無いと説明されていても、契約者である消費者に対して請求される可能性があります。請求に応じず強制解約になると、今後携帯電話等の新たな契約をする際に不利益が生じたり、端末代金が分割払いの場合は、信用情報機関に事故情報として登録されたりするおそれがあります。

(3) 2022年4月から「18歳で成人」に!

成年年齢引き下げにより、20歳代に多いトラブルが18歳、19歳でも増えることが懸念されます。簡単な作業のみで稼げる副業・アルバイトは無いということを認識し、十分注意しましょう。

参考:国民生活センター「【若者向け注意喚起シリーズ〈No.5〉】怪しい副業・アルバイトのトラブル―簡単に稼げて高収入?! うまい話には裏がある…―」(2021年9月16日公表)　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210916_1.html

暮らしの法律Q&A

第118回

マンションを勝手にリフォームし始めた住民への対処方法は？

相談者の気持ち

分譲マンションに居住しています。最近、上階の住人が勝手にリフォーム工事を始めたようで、ひどい騒音がします。理事長に伝えましたが、マンションの管理組合はどのような対応ができますか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu　弁護士
第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』(共著、幻冬舎、2019年)ほか

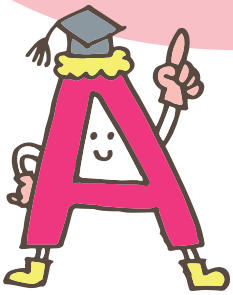

結論から述べれば、管理組合がリフォーム工事の適正さ(騒音の程度を含めて)を管理できる場合が多いです。場合によって理事長は、理事会の決議を経て、工事の差し止めや原状回復の措置請求等をすることも可能です。

分譲マンションのような区分所有建物では、「建物の区分所有等に関する法律(以下、区分所有法)」によって、区分所有者間の所有関係や権利・義務などの基本的なことを定めています。

ただ、マンションと一口にいっても、その立地や構造、規模などはさまざまです。そのため、必要な管理方法・使用方法もマンションごとに異なります。そこで、区分所有法では、ごく一般的なことを定め、そのほかの事項は、個々のマンションの実情に応じたルールを定めることができるとしています。

このルールを定めたものが「管理規約」です。区分所有法30条(規約事項)では、「建物又はその敷地若しくは付属施設の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項は、この法律に定めるもののほか、規約で定めることができる」と規定しています。

そこで次に、あなたが住んでいるマンションの管理規約をチェックしてみるとよいでしょう。私の経験でいうと、管理規約の中には、ほぼ必ず、こうしたリフォーム工事を行う場合には、その工事内容を事前に管理組合に通知して、理事長の承認を得なければならない、という規定が設けられています。

例えば、国土交通省が公表している「マンション標準管理規約(単棟型)(以下、標準管理規約)」17条では、次のようになっています。

> (専有部分の修繕等)
> 区分所有者は、その専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付け若しくは取替えであって共有部分又は他の専有部分に影響を与えるおそれのあるものを行おうとするときは、あらかじめ、理事長にその旨を申請し、書面による承認を受けなければならない
> 2 前項の場合において、区分所有者は、設計図、仕様書及び工程表を添付した申請書を理事長に提出しなければならない

これ以上詳しくは引用しませんが、通常の管理規約であれば、区分所有者がこれに違反している場合に、管理組合がどのような対応を取れるかも定めている場合が大半です(標準管理規約67条、理事長の勧告及び指示等)。

なお、ここでは区分所有者本人が工事を行っている前提で書きましたが、賃借人が工事を行っている場合も同様に対処できます。

暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

同一当事者間に数個の借入金債務があり、債務者が債務を指定せず借入金の返済として弁済をしたが、債務全額の弁済に足りない場合には、借入金債務すべてにつき承認による時効中断(更新)が認められるとした判例

同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく元本債務(借入金債務)が存在し、借主によりどの債務への弁済との指定なしに、借入金の返済として金銭の支払いがなされたが、金額が債権全額を完済するに満たない場合には、特段の事情の無い限り、各元本債務すべてについてその存在を知っている旨を表示したものと解され、法定充当により残された全債務について承認による時効中断(改正民法では時効の更新)の効力が認められる。(最高裁判所令和2年12月15日判決、裁判所ウェブサイト掲載)

原　告：X(消費者、Cの三女)
被　告：Y(消費者、Cの長男)
関係者：C(XYらの父親)、D(Cの長女)

事案の概要

1. 事実関係

Cは、長男であるYに対し、①2004年10月に、約250万円を貸し付け(本件貸付け〔1〕)、②2005年9月に400万円を(本件貸付け〔2〕)、さらに③2006年5月に300万円を(本件貸付け〔3〕)、いずれも期限の定め無く貸し付けた(以下、本件貸付け〔1〕～〔3〕を一括して「本件各貸付け」という)。

Yは、2008年9月、Cに対し、債務を指定することなく、貸金債務の弁済として、約79万円を支払った(以下、本件弁済)。

Cは、2013年1月に死亡し、三女であるXは、公正証書遺言により、他の相続人に相続させた不動産を除くCのその余の財産を本件各貸付けに係る各債権を含めすべて相続した。YおよびDは、Xに対して遺留分減殺請求訴訟を提起し、2018年5月31日に第一審判決が言い渡された。

2. 本件訴訟の提起

Xは、2018年8月、Yに対し、本件各貸付けに係る各貸金およびこれに対する2008年9月に一部弁済した日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める本件訴訟を提起した。Yは、①本件弁済の残額について、「CはYに対し、本件貸金の残額について、支払義務を免除した」と主張し、また②予備的主張として、2019年1月の第2回弁論準備手続期日において、免除が認められないとしても、本件各貸付けのうち、本件貸付け〔2〕および〔3〕につき消滅時効の援用を主張した。

これに対して、Xは、①の免除の事実を争うとともに、②については、本件貸付け〔2〕および〔3〕についても承認に基づく時効中断の効力が生じていると主張してこれを争った。免除は一貫して認められず、時効中断が争点になった。

3. 第一審判決および控訴審判決

[1]第一審判決

第一審判決は、次のように〔1〕のみの中断を

認めた。

Yが充当指定をしていないので、本件弁済は法定充当が適用される。「本件貸付〔1〕ないし〔3〕のうち、弁済期が先に到来したと解される本件貸付〔1〕に充当される」とした。

「そうすると、本件貸付〔1〕については、平成20年9月3日に弁済がされているから、Yにおいてこれを承認したものとして時効が中断し、本訴提起日の平成30年8月27日には未だ消滅時効期間は完成していない」が、「一方で、本件貸付〔2〕及び〔3〕は、成立日から10年の経過により消滅時効の完成により消滅した」として、〔1〕の残元金約175万円およびこれに対する訴状送達の日の1週間後から支払済みまでの遅延損害金の支払いを求める限度で認容した。

[2]控訴審判決

控訴審判決は、第一審判決の結論を容認し、Xの控訴を棄却した。

同判決は「Cに対して複数の別個の債務を負う債務者であるYが弁済する際の合理的意思としては、当該弁済により別個の債務全てについてまでその存在を知っている旨表示したとは考え難く、当該弁済が充当されるものについてその旨表示したと認めるのが相当である」と説明を補充している。

これに対してXが上告をし、最高裁は第一審判決を「判決と理由」3のように変更している。

判決と理由

1. 複数債務の一部弁済と時効中断

「同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在する場合において、借主が弁済を充当すべき債務を指定することなく全債務を完済するのに足りない額の弁済をしたときは、当該弁済は、特段の事情のない限り、上記各元本債務の承認（民法147条3号）として消滅時効を中断する効力を有すると解するのが相当である（大審院昭和13年（オ）第222号同年6月25日判決・大審院判決全集5輯14号4頁参照）。なぜなら、上記の場合、借主は、自らが契約当事者となっている数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在することを認識しているのが通常であり、弁済の際にその弁済を充当すべき債務を指定することができるのであって、借主が弁済を充当すべき債務を指定することなく弁済をすることは、特段の事情のない限り、上記各元本債務の全てについて、その存在を知っている旨を表示するものと解されるからである」

2. 本件への当てはめ

「前記事実関係等によれば、本件弁済がされた当時、CとYとの間には本件各貸付けに係る各債務が存在し、借主であるYは弁済を充当すべき債務を指定することなく本件弁済をしているのであり、本件弁済が本件債務〔2〕及び〔3〕の承認としての効力を有しないと解すべき特段の事情はうかがわれない。そうすると、本件弁済は、本件債務〔2〕及び〔3〕の承認として消滅時効を中断する効力を有するというべきである。したがって、Xが本件訴訟を提起した平成30年8月27日の時点では、本件債務〔2〕及び〔3〕の消滅時効はまだ完成していなかったことになる」

3. 破棄自判（原判決変更）

「以上によれば、本件債務〔2〕及び〔3〕の時効消滅を認めた原審の判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、Xの本件貸付け〔2〕及び〔3〕に係る各請求は、本件貸付け〔2〕及び〔3〕に係る各貸金及びこれに対する平成30年9月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある」

解説

1. 弁済充当の問題

[1]まったく充当指定が無い場合

複数の借入金債務を負担している債務者が、

借入金の返済ということは示したうえで(したがって、借入金以外に債務があってもそれには充当されない)、どの借入金の弁済かを指定せずに、債権者に全部の支払いに足りない金額を支払った場合、まず、どの債務の弁済としての効力を認めるかという「弁済充当」が問題になる。

この点、①民法は、債務者にどの債務に弁済するかの指定(指定充当)を認めている(民法488条[改正前も同じ])。②債務者がその指定をしないとどの債務の弁済か不明なので、弁済は無効となりそうであるが、無効行為の転換として、民法は弁済を有効とする「法定充当」という制度を用意した。民法488条4項(改正前489条)の法定の効果として、どの債務の弁済かが決められることになる。

本件では、民法488条4項3号により弁済期の到来順に充当され、第一審判決のように本件貸付け〔1〕への弁済がなされたものと扱われることになる。

[2]債務の範囲について指定がされた場合

弁済もまったく指定が無い場合には全面的に民法の充当規定によることになるが、借入金債務への弁済というある程度の限定を付した指定は可能であり、その場合には、指定外の債務は充当から排除され、包括的に指定されたが特定されていない債務の範囲内で充当規定が適用されることになる。本件も、まったく指定が無かったのではなく、借入金への弁済として明示または黙示の指定はされていたものと考えられる。そのため、ほかに債務があっても、借入金債務以外は充当の対象にはならないことになる。

そしてこの場合には、まったく指定の無い弁済のように、何らかの債務を負っていることを認めるという漠然とした債務承認ではなく、借入金を負担しているという、具体度の高い債務の承認をしていることになる。その債務承認の対象は、規範的解釈により特定することも、この場合には可能になる。そこで、次に時効の中断事由(改正法では更新事由)としての承認が、本件では認められるのかどうかを検討してみたい。

2. 債務承認による時効更新(中断)と充当指定の無い弁済

債務者が債権を「承認」した場合、直ちに既に進行した時効の効力は失われ、時効期間はゼロに更新される(改正民法152条1項[改正前民法147条3号])。指定充当がされた場合には、指定された債務の承認が認められるが、法定充当の場合には、債務の指定は無く法定の効果により、充当される債務が決められるだけである。しかし、弁済する以上何らかの債務を前提として認めているはずである。では、承認による時効更新(中断)はどう考えるべきであろうか。

[1]本判決と異なる解決の問題点

①まず、弁済充当の効力のみを認め、承認による時効更新の効力は一切認めないという解決も可能である。しかし、何らかの債務を認めて弁済をしているはずであるので適切な解決ではない。

②他方、第一審および控訴審判決は、充当された債務についての承認の効力を認めている。しかし、法定の効果である充当と時効中断(更新)事由である債務承認とをパラレルに扱う必然性はない。やはり、時効中断(更新)を認めるためには、債務の「承認」の事実を認定することが必要である。

[2]本判決および先例

本判決は「同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在する場合」と断ったうえで、改正前民法147条(改正民法152条)を適用し、債務者が複数の借入れを知らないはずはないので、借金の返済と指定したならば、いわば黙示の債務承認(観念の通知)として一切の借入金債務を承認したものと、表示の解釈により解決したのである。数個の債務が存在していることを当事者が当然に前提している状況で、全額の支払いに満たない金額を支払うのは、その金額の支払いという弁済行為だけでなく、「上記各元本債務の全てについて、その

存在を知っている旨を表示する」観念の通知がなされていることになる。したがって、借入金の返済という包括的な指定は必要である。

参考判例①も、「同一当事者間ニ数個ノ消費貸借上ノ元本債務存在スル場合ニ債務者カ単ニ元本債務ノ弁済トシテ全債務ヲ完済スルニ足ラサル額ノ弁済ヲ為シタル事実アルトキハ特別ナル事情ノ見ルヘキモノナキ限リ債務者ハ其数個ノ債務ノ存在ヲ承認シ弁済ノ提供ヲ為シタルモノト認定シ得ラレサルニアラサル」と、黙示の債務承認によっている（下線部参照）。

[3]本判決の消費者契約への射程

[a]個人間の事例の判決であることの留意

本判決では、一般論は述べられていない。また、個人間の借金の事例であり、事業者・消費者間の契約の事例ではない。しかも、個人間でかなりの金額の消費貸借契約がなされ、全部の債務を意識したうえで弁済がなされている事例であり事例判決に過ぎない。そのため、本件に類似した事例に限り、全部の債務への黙示の承認という射程は限定されることになる。

それを超えて、個人間の借金の事例を超えて、事業者が消費者に対して幾度かに及ぶ貸付けをしたり、幾度に及び取引をして数個の代金債務などを消費者が負担している場合に、本判決の射程が及ぶかは明確ではない。なお、**参考判例①**も個人間の債務の事例である。

[b]本判決からの一般原理の抽出

そこで、本判決は一般論を述べてはいないものの、その根底にある一般原理を探り、これを明確化することが、同様の扱いが事業者・消費者間取引でもできるのかを検討するためには必要になる。

その根底にある一般原理は、充当指定がまったく無いのではなく、「一定の範囲の債務の存在を認めてそのどれかへの弁済」という包括的な充当指定がなされている場合、その前提とされた包括的な「枠」内の債務全部について、包括的な「債務の承認」が認められるということである。その前提として、その包括的な枠内の債務を意思表示解釈（規範的解釈）により特定できることが必要である。このような特定ができる限り、この一般原理の射程を個人間の取引に限定する必然性は無い。

[c]事業者・消費者間取引への適用

そうすると、事業者が消費者に対して、いくつかの取引により複数に金銭債権を有する場合に、そのどれかという特定がされる状況下で、消費者が全部の債務の弁済に足りない金額を支払った場合には、そのどれかへの弁済と特定が可能な複数の債務すべてについて「承認」をしたと認めることが可能になる。事業者が、消費者に対して口頭ですべての債務の承認を受けその一部として支払いを受けたが、すべての債務について承認を受けたことの明確な証明ができない場合に、前記の一般原理を適用してすべての債務の包括的な承認を認めることができる。債務承認には書面が必須ではない。貸金業者により濫用（らんよう）されるおそれはないわけではないが、全部の債務承認がなされたことを推認させる事情が事業者により証明された場合に限り、本判決同様の処理をすることが許される。

以上のように、事業者（とりわけ貸金業者）・消費者間にも、本件判決の包括的な債務の承認の射程は及ぶと考えざるを得ない。消費者（借主）の保護は利率規制や過剰貸付けの規制など他の方法により図るしかない。

参考判例

①大審院昭和13年6月25日判決（『大審院判決全集』5輯14号4ページ）

②さいたま地方裁判所川越支部令和元年7月29日判決（『金融・商事判例』1615号37ページ）［本判決の第一審判決］

③東京高等裁判所令和2年1月29日判決（『金融・商事判例』1615号36ページ）［本判決の控訴審判決］

誌上法学講座

改めて学ぶ製造物責任法(PL法)

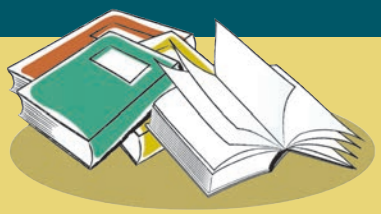

第8回

製造物と部品・原材料

朝見 行弘 Asami Yukihiro 弁護士/久留米大学法学部 教授

製造物責任を専門分野とし、特にアメリカの製造物責任についての研究を重ねている。近年では、NPO法人消費者支援機構福岡の理事長として、消費者契約をめぐる実務にも深く関与している

「製造又は加工された動産」

製造物責任法は、「製造又(また)は加工された動産」をもって「製造物」と定義し(2条1項)、製造物の欠陥によって生じた損害について製造業者等が無過失責任に基づく賠償責任を負うものと定めています。そして、「製造又は加工」とは、イシガキダイ食中毒事件*1において、「原材料に人の手を加えることによって、新たな物品を作り(『製造』)、又はその本質は保持させつつ新しい属性ないし価値を付加する(『加工』)ことをいうものと解するのが相当である」とされ、食品の加工については、原材料に加熱、味付けなどを行って新しい属性ないし価値を付加したといえるほどに人の手が加えられていれば「加工」に当たるものと判断されました*2。

未加工の自然産物を製造物責任法の適用対象とすべきかについては、生産者が欠陥の創出に直接寄与しているわけではない場合が多いこと、自然の中で農林畜水産業者が行う生産について過度の危険管理能力を求めるのは酷であること、個々の農林畜水産物を生産した事業者の特定は膨大な商品管理コストを要するなど極めて困難であることなどを理由として*3、適用対象から除外されました。製造物責任に関するEU指令*4は、加盟国間の合意が得られなかったことから、未加工の自然産物を製造物の範囲から除外することを原則としたうえ(EU指令2条)、各加盟国の国内法により、それらを製造物の範囲に含めることができると規定しましたが(EU指令15条1項a号)、未加工の自然産物を適用範囲に含めたのはルクセンブルク、フランス、スペインなど少数でした。しかし、1986年にイギリスで発生したBSE(Bovine Spongiform Encephalopathy:牛海綿状脳症)をきっかけに、1999年5月の製造物責任に関するEC指令の改正により、未加工の自然産物についてもその適用対象に含めるものとされました*5。

わが国の裁判例において自然産物について製造物責任法の適用が主張された事例は、瓶・缶詰め、塩漬け、味付け、食肉加工、小口切り、パック詰めなど、いずれも「加工」がなされたものと判断されており、「製造物」に該当しないとして同法の適用が否定された事例はみられません*6。

---

*1 東京地裁平成14年12月13日判決『判例時報』1805号14ページ[第一審]、東京高裁平成17年1月26日判決 ウエストロー・ジャパン2005WLJPCA01266013[控訴審]

*2 ウェブ版「国民生活」2022年1月号35～36ページ参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202201_15.pdf、ウェブ版「国民生活」2012年10月号27ページ参照 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11436742/www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201210_11.pdf

*3 通商産業省産業政策局消費経済課編『製造物責任法の解説』69ページ以下(通商産業調査会、1994年)

*4 「欠陥製造物に対する責任にかかる加盟国の法律、規則および行政規定の近似化に関する1985年7月25日EC理事会指令(COUNCIL DIRECTIVE of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products(85/374/EEC))」

*5 「欠陥製造物に対する責任にかかる加盟国の法律、規則および行政規定の近似化に関する1985年7月25日EC理事会指令を修正する1999年5月10日ヨーロッパ議会およびEC理事会85/374/EEC指令(DIRECTIVE 1999/34/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 10 May 1999 amending Council Directive 85/374/EEC on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products)」

*6 イシガキダイ食中毒事件(前掲*1)のほか、東京地裁平成13年2月28日判決『判例タイムズ』1068号181ページ(瓶詰めオリーブ)、静岡地裁令和3年3月11日判決ウエストロー・ジャパン2021WLJPCA03116004(冷やしキュウリ)、神戸地裁平成14年11月20日判決ウエストロー・ジャパン2002WLJPCA11206006(缶入り野菜ジュース)、横浜地裁平成15年12月16日判決TKC LEX/DB 25483314(パック詰め生食用カキ)、東京地裁平成16年8月31日判決『判例時報』1891号96ページ(馬肉)、東京地裁平成23年5月12日判決ウエストロー・ジャパン2011WLJPCA05128008(味付けめかぶ)、東京地裁平成24年11月30日判決『判例タイムズ』1393号335ページ(サイコロステーキ)、東京地裁平成25年12月5日判決『判例時報』2215号103ページ(塩蔵マッシュルーム)、東京地裁平成29年9月5日判決ウエストロー・ジャパン2017WLJPCA09058005(食用長ネギ)がみられる

不動産

製造物責任法における「製造物」は「動産」に限定されており、不動産については、「契約責任による救済がなじむこと、第三者に対する被害については工作物責任（民法717条）による救済手段が用意されていること、耐用年数が長く、その間の劣化や維持・補修を十分に考慮する必要があること、EC諸国でも不動産は製造物責任の対象外であり、国際的な制度との調和が必要なこと」*7などとして、その対象から除外されています。

建物の瑕疵（欠陥）に対する損害賠償は、その建物の修補費用あるいは建て替え費用相当額の賠償請求を主たる内容とするものとされています*8。しかし、これらの損害は、いずれも建物そのものに生じた損害を填補するものにほかなりません。製造物責任法は、製造物の欠陥によって生じた損害であっても、その損害が製造物自体にとどまる場合には、同法に基づく損害賠償の対象とはならないものと規定しています（3条ただし書）。したがって、仮に、不動産を「製造物」の中に取り込んだとしても、建物の瑕疵（欠陥）による建物の修補費用あるいは建て替え費用相当額の賠償請求は、製造物責任法の対象外となるものといわなければなりません。また、例えば、建物の外壁が剥離して第三者が負傷した場合など、損害が瑕疵（欠陥）のある製造物である建物を超えた拡大損害が生じた場合には、土地工作物責任に基づく建物の占有者または所有者の賠償責任を問うことが可能であり、これが製造物責任法の対象から不動産が除外された理由の1つとされています*9。しかし、瑕疵（欠陥）のある不動産の占有者や所有者が拡大損害を被った場合には、自らが土地工作物責任の責任主体となることから、不動産を製造物責任法の適用対象とすることに意味が認められます。

そして、建物の構成部分となる動産に欠陥が存在する場合、その動産の製造業者等は製造物責任法に基づく賠償責任を負うにもかかわらず、その構成部分が組み込まれた完成品としての建物の製造業者等は同法に基づく賠償責任を負わないことになります。しかし、構成部分となる動産の欠陥による損害が、その構成部分を超えた拡大損害となる場合であっても、組み込まれた不動産にとどまるのであれば、その不動産にとっては製造物自体の損害にほかならず、製造物責任法の対象外となってしまいます。したがって、不動産を「製造物」に含めるに当たっては、欠陥によって生じた損害が製造物自体にとどまる場合を製造物責任法の対象から除外する規定（3条ただし書）を削除する必要があります。

中古品

中古品については、先行消費者による使用のほか修理や整備などが介在することも多く、製造業者等が引き渡した後に製造物が通常有すべき安全性を欠く状態となった場合においては、製造業者等が賠償責任を負うことはありません。

しかし、デジタルプラットフォームによる取引の場が拡大するに伴って、中古品の売買も一般的となり、製造業者等が製造物を引き渡した後に製造物が通常有すべき安全性を欠く状態となる事例も多くみられることから、このような欠陥を生じさせた事業者に製造物責任法を適用する必要があるものと思われます。そして、これは、販売業者を製造物責任法の責任主体とすることで実現できるものということができます。

＊7　消費者庁消費者安全課編『逐条解説 製造物責任法〔第2版〕』（商事法務、2018年）50ページ

＊8　松本克美「不動産と製造物責任」『立命館法学』367号870ページ（2016年）、同「欠陥住宅被害における損害論」『立命館法学』280号1569ページ（2001年）参照

＊9　設置上の瑕疵によりアパートの外階段が倒壊し、階段を利用していた訪問者が負傷した事例について、アパートの管理人につき民法717条1項本文に基づく土地工作物責任を否定し、所有者について同項ただし書に基づく賠償責任を肯定した裁判例として、東京地裁平成9年2月10日判決『判例時報』1623号103ページ参照

部品・原材料

製造物に組み込まれた部品・原材料は、組み込まれるまでは独立した動産であることから、それらに欠陥が存在する場合は、それらが組み込まれた最終製品についても欠陥性が認められることになり、最終製品を購入した消費者に対しても製造物責任法に基づく賠償責任を負います。ここにおける部品・原材料の欠陥は、それらが組み込まれた最終製品が「通常有すべき安全性を欠く」ものとなることを意味しており、使用方法によって最終製品が欠陥を有するものとなったことをもって部品・原材料の欠陥性が否定されるものではありません。部品・原材料の製造業者等は、抗弁として、「当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと」を立証した場合においてのみ、製造物責任法に基づく賠償責任の免責が認められています（4条2号）。

洗顔石鹸に配合されていた加水分解コムギである「グルパール19S」により小麦アレルギーへの感作が生じた茶のしずく石鹸コムギアレルギー事件*10において、グルパール19Sの製造業者である株式会社片山化学工業研究所（以下、片山化学工業研究所）は、グルパール19Sは、特定の最終製品に使用することを前提として開発された製品ではなく、化粧品や食品に広く用いることができる汎用的な原材料であり、最終製品は原材料製造業者の与り知らない工程により開発、製造されるものであって、汎用品である原材料製造業者において最終製品の用途、仕様を想定し、いかなる最終製品においても安全性が担保されるよう指示、警告等を行わなければならないとすれば、汎用的原材料の流通が閉ざされることになるとして、いわゆる「汎用品論」を展開しました。

この点について、茶のしずく石鹸コムギアレルギー東京訴訟*11は、グルパール19Sは医薬部外品・化粧品のための汎用的な原材料であるとしたうえ、①汎用品である原材料の欠陥は、最終製品の設計いかんにかかわらず、原材料が社会通念上期待される安全性の水準を欠くときに認められること ②片山化学工業研究所は、石鹸等の専門業者である製造業者の株式会社フェニックス（以下、フェニックス）に対し、グルパール19Sの危険性・有害性に関する情報が十分でないことから、使用者が自ら試験によって確認することを求める旨の情報提供をしていたことなどを理由として、グルパール19Sが最終製品の設計のいかんにかかわらず社会通念上期待される安全性の水準を欠いているとまでは認められず、グルパール19Sに欠陥は認められないと判断しました。

しかし、同福岡訴訟第一審および控訴審*12は、汎用的な原材料には、通常想定される用途として用いられる最終製品の範囲に一定の限定が存在し、その範囲内の完成品の原材料として用いられる限り、最終製品の製造業者が通常想定される用法を逸脱して当該原材料を使用した場合を除き、完成品にその欠陥に該当するような危険を生じさせないことが、当該原材料の通常有すべき安全性の内容の1つになり、洗顔石鹸の原材料として用いることはグルパール19Sの汎用的な原材料としての用途の1つとして予定された通常想定される範囲内のものであるとして、グルパール19Sの欠陥性を認めました。同大阪訴訟*13においても、原材料の欠陥を考えるうえでは、最終製品が当該原材料の「通常予見される使用形態」に沿って使用され、製造

＊10 ウェブ版「国民生活」2021年12月号38ページ（コラム1）参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202112_15.pdf
＊11 東京地裁平成30年6月22日判決 裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/148/088148_hanrei.pdf
＊12 福岡地裁平成30年7月18日『判例時報』2418号38ページ〔第一審〕、福岡高裁令和2年6月25日判決ウエストロー・ジャパン2020WLJPCA06256015〔控訴審〕
＊13 大阪地裁平成31年3月29日判決 裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/741/088741_hanrei.pdf

されたか、原材料のほかに製品事故の要因が存在するかなどが重要な考慮要素となるうえ、グルパール19Sは、主として化粧品用途および食品用途において配合、添加されることが想定された成分であり、片山化学工業研究所がフェニックスにアレルギーの発症可能性の危険について十分な指示、警告を行ったといえるかは疑問であるとして、グルパール19Sの欠陥が認められています。

汎用品である部品・原材料をどのような用途・用法において使用するのかは最終製品の製造業者にすべてかかっており、その用途・用法に「通常予見される使用形態」を観念することができないとするならば、そのような部品・原材料に欠陥を認める余地は無いことになります。しかし、「汎用品」といっても、前提となる用途・用法がおのずと存在するのであって、その用途・用法こそが「通常予見される使用形態」にほかならないといわなければなりません。グルパール19Sを「汎用品」と呼ぶかは別として、化粧品および食品への添加を目的として製造されたものであることに争いはありません。化粧品および食品への添加という用途・用法は、「通常予見される使用形態」あるいは「意図された使用形態」にほかならず、これらの用途・用法を前提として「通常有すべき安全性」を欠くものと評価される場合において、その原材料に欠陥が認められることになります。

汎用品論においては、汎用品である部品・原材料のすべての用途・用法を想定して指示・警告を与えることは不可能であると主張されています。しかし、部品・原材料の欠陥を判断するに当たって主観的要素（過失）を持ち込むことは許されないのであって、部品・原材料の用途・用法を製造業者等が予見できなかったことをもって欠陥性を否定することはできません。部品・原材料についての指示・警告については、部品・原材料製造業者が指示・警告をできたかではなく、その指示・警告が無かったことによって、当該部品・原材料が「通常有すべき安全性」を欠くものとなったかという「指示警告上の欠陥」の問題としてとらえるべきものなのです。ちなみに、グルパール19Sについて、原告らはいずれの訴訟においても、設計上の欠陥のみを主張しており、指示警告上の欠陥を問題とする余地は無いものということができます。

コラム　瑕疵担保責任から債務不履行責任（契約不適合責任）へ

契約責任に基づくものとして、2020年から施行された改正民法の施行前において、建物の修補費用あるいは建て替え費用相当額の賠償責任は、「瑕疵担保責任」（改正前民法570条、566条）に基づくことを原則として解されてきた。しかし、改正後の民法においては、「瑕疵（目的物が通常有すべき性質を欠いていること）」という概念が無くなり、「契約不適合（目的物が契約の内容に適合しないこと）」として債務不履行責任（民法415条）負うことになった。民法改正前の瑕疵担保責任には買主が瑕疵を知った時から1年の権利行使期間が定められており（改正前民法570条による566条3項の準用）、改正後の品質に関する契約不適合による損害賠償についても、買主は不適合を知った時から1年内（売主がその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかった場合を除く）に請求すべきものと規定されている（民法566条）。しかし、2000年4月施行の「住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品確法）」は、新築住宅の売買における構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分に関する瑕疵担保責任の責任期間を目的物の引渡しから10年とし、これに反する買主に不利な特約を無効とする民法の特則を定めている（住宅品確法95条1項）。なお、改正により民法上「瑕疵」という文言は削除されたが、住宅品確法はこれを維持したうえ、「この法律において『瑕疵』とは、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態をいう」（同2条5項）とする定義規定の追加によって対応している[*14]。

*14　ウェブ版「国民生活」2020年4月号28～29ページ参照　https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202004_11.pdf

独立行政法人
国民生活センター

編集・発行

啓発用リーフレットのお知らせ

若者向けの啓発用リーフレットを作成しました。
国民生活センターウェブサイトに掲載しておりますので、
ぜひ印刷してご活用ください！

●ウェブ版「国民生活」2022年３月号
https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202203_15.pdf

過去の啓発用リーフレットのバックナンバーも
掲載しております。あわせてご活用ください。

●啓発用リーフレット　バックナンバー
https://www.kokusen.go.jp/wko/data/bn-yattem.html